

平成22年12月16日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	15 番	中 村	雄一郎
7 番	徳 村	博 紀	16 番	橋 爪	敏
8 番	福 井	正			

2. 欠席議員

14 番 松 尾 征 子

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副市長兼総務部長		北	村	和	博
市民部長		岩	田	輝	寛
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		北御門		敏	則
会計管理者兼会計課長		田	中	敏	男
企画課長		藤	田	洋一郎	
総務課長		中	村	博	之
財政課長		迎		和	泉
税務課長		中	村	和	典
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長		森	田	利	明
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		平	石	和	弘
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		井	手	讓	二
教育委員長		藤	家	恒	善
教育長		小野原		利	幸
教育次長兼教育総務課長		谷	口	秀	男
生涯学習課長兼中央公民館長		有	森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課参事		中	村	信	昭
農業委員会事務局長		松	浦		勉
監査委員事務局長		中	島	としえ	
監査委員		植	松	治	彦
市民課長補佐		広	瀬	義	樹

平成22年12月16日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成22年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	7 徳 村 博 紀	1. 通級指導教室「学びの教室」について 2. 身体障害者の雇用状況について 3. 市内公共交通の今後について 4. FM佐賀 鹿島市情報番組ラジオ放送について
5	9 水 頭 喜 弘	1. 水環境問題 (1) 下水道と浄化槽の公平性について (2) 環境薬剤 (3) 浄化槽の推進 2. 保健行政 (1) 脳脊髄液減少症の周知と対応について (2) がん対策 3. 農業問題 (1) T P P (2) 有害鳥獣対策
6	12 谷 口 良 隆	1. 平成23年度「新風創造」の特徴的施策と予算編成の力点を問う。（各部局の主要事業や懸案事項と当年度の到達目標も問う。） 2. 鹿島市議会「議会基本条例」の制定に伴う執行部の向合い方について (1) 同条例に対する執行部の基本姿勢 (2) 条例第10条～第13条（市長等との関係に関する条項）への対応

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、7番議員徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。それから、ケーブルテレビをごらんの鹿島市民の皆様おはようございます。

7番議員の徳村でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は、大きく4つに分けて質問をいたしてまいります。まず、1つ目は通級指導教室「学びの教室」について、2つ目は身体障害者の雇用について、3つ目は循環バスの今後について、そして最後4つ目はFM佐賀、鹿島市情報番組ラジオ放送について、順次質問をいたします。

まず、1つ目の通級指導教室についてでございますが、学びの教室というのは、子供たちの願いをかなえるために、子供たちにとってどんな支援が本人にも周りにもわかりやすく、取り組みやすいのか、子供の持つ力を生かしながら、家庭や学校でのよりよい支援を考えていくためのサポートをする教室です。まず、子供をいろんな面から理解すること、例えば、どんなことが好きか、得意は何か、困るのはどんな場面か、苦手なのは何か、落ちつくのはどんな場面か、子供はどうなりたいと考えているのか、これらのことをよく理解し、子供を支える方法を見つけ、どんな言葉がけが落ちついて聞けるのか、どんな教材がわかりやすいのか、困ったときに自分で対処する方法はといったさまざまな面から子供の困っている部分をきめ細かにサポートする教室でもあります。

具体的な支援内容は、子供のつまづいている課題を中心に担当の先生と1対1による個別指導を行います。また、2人から3人程度の小集団で社会性やコミュニケーション等をねらいとした指導を行うこともあります。家庭への支援については、子供の発達に関することや家庭での接し方などについて一緒に考えていきます。学校への支援については、子供のつまづきに応じた学習指導上の工夫や学習環境の整い方、活動への見通しの持たせ方等について一緒に考え、学校や家庭と連携して個別の指導計画を作成し、生徒に指導をしていきます。

簡単に概要を説明いたしましたが、現在、鹿島小学校、浜小学校、西部中学校の3校で行われておりますが、どのような考えでこの3校に選定されたのか、お伺いをいたします。

次に、身体障害者の雇用状況について質問をいたします。

身体障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条では、身体障害者及び知的障害者の雇用について、事業主は雇用常用労働者中に占める割合が一定率以上あるようにしなければならない義務を有するとされています。それを法定雇用率と言います。法定雇用率を簡単に説明しますと、民間企業、国、地方公共団体は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、それぞれの割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者または知的障害者であります。なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができるとなっています。民間企業で56人以

上規模の企業は1.8%、労働者数48人以上規模の特殊法人及び独立行政法人は2.1%、国、地方公共団体については48人以上の規模の機関で2.1%、都道府県等の教育委員会については50人以上規模の機関で2.0%となっています。また、重度身体障害者または重度知的障害者については、その1人の雇用をもって2人の身体障害者または知的障害者を雇用しているものとカウントされます。そして、短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされませんが、重度身体障害者または重度知的障害者である短時間労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者については1人分として、精神障害者である短時間労働者については0.5人分とカウントされます。

現在、市内で56人以上規模の企業の障害者の雇用率と当市の障害者の雇用率はそれぞれ何%か、お伺いをいたします。

次に、市内の公共交通の今後について質問をいたします。

現在、市内では循環バスと乗り合いタクシーがござります。この取り組みについては、市内にとっては非常によいことだと思っております。しかし、残念ながら利用者の数が非常に少ないのが目立ちます。どこの自治体を見ても公共交通については厳しい運営を強いられているのが現状のようです。国や県の補助がある期間については、まだ市単独の出費も少なく済むわけですが、補助金等の期間が切れた場合、あるいは削減された場合、市単独での運営となり、当市の財政上の困難を強いられていくのは免れないと思います。

先日、委員会で青森県八戸の第三セクター青い森鉄道を視察に行っていました。鉄道とバスでは運営方法や地域の密着度の違いはあると思いますが、地域の公共交通を自分たちの持ち物という位置づけをしていくことについては大きな違いはないかと思っておりますので、当市における循環バスや乗り合いタクシーに必要だと感じたことを幾つか御紹介したいと思います。

ここでは鉄道利用者をふやすために、まず「わ」の鉄道と命名し、この「わ」という意味は、青森県では私たち、私という意味であります。地域と連携した取り組み、その後、イメージキャラクターやロゴマークを全国から募集し、募集状況は3,802件にも上りました。そして、マイレール意識が生まれる条件の一つとして、日常生活を支える便利な鉄道になる取り組みとして、1つ目が学期定期券、通学する学生を応援するプランとして、学期ごとの日数で定期券を発行するため、学期分の費用しかかからないというメリット、2つ目が持参人式通勤定期券、これは家族、職場単位で記名人以外でも使用できるというメリット、3つ目が通学片道定期券、希望方向の一方方向のみ利用できる定期券で、定期運賃の半額がメリット、さらに定期券を提示すれば提携先の温泉や飲食店での割引サービスなどもあります。地域と連携した取り組みについては、地域のNPOが主体となって地域沿線の住民が主体となり、団体を結成し、地域交流も盛んに行っています。

このような取り組みや考え方は、今の鹿島市の公共交通の循環バスや乗り合いタクシーに

一番必要なことではないかと思えます。今後このような取り組みを行っていただき、利用者の促進に努めていただきたいと思います。まず、現在の単月当たりの利用者数と年齢層、それから時間帯についてお答えいただきたいと思います。

続きまして、最後にFM佐賀、鹿島市情報番組ラジオ放送について質問をいたします。

市町村単位のFM放送局であるコミュニティー放送局は、地域向けにきめ細やかな情報を日常的に提供し、地域住民に親しまれており、一たん災害が発生した場合には、被災者向けのきめ細やかな災害関連情報の伝達に大きな役割が期待されることから、今後、総務省は市町村への免許の検討も含め、その普及を一層促進するとしています。

コミュニティーFMの活用例として、コミュニティーFMは地域に密着した情報を提供する放送局であり、番組等を通じて地域のきめ細やかな情報を発信、一般に市販されているFMラジオで聞くことができるため、地域の防災情報の伝達に適しており、ほとんどのコミュニティーFMが地元自治体と防災協定を締結し、防災情報の伝達に貢献しています。最近では、コミュニティーFMを受信し、緊急時には自動的に電源が入るラジオが開発されており、放送局側が発射する電波にラジオの起動信号を乗せて、専用ラジオの電源を自動的に入れ、大音量で放送を流す機能や内蔵ランプを点滅する機能を有した装置も開発されています。地震、台風等の災害発生時における情報の収集、伝達、無線通信の果たす役割は極めて重要であり、近年、衛星通信、移動通信の利用拡大等により、無線通信手段の多様化、高度化が進展しており、災害時に利用可能な無線通信手段も広がりつつあります。また、近年、規模の大きな地震が毎年発生しており、災害発生時の速やかな情報の収集、伝達が一層強く求められています。このため、郵政省では災害情報緊急伝達システムに関する調査研究会を開催し、各災害に適した具体的な無線通信手段の適用領域を検討するなど、災害時における無線通信手段の利用について総合的に検討するとともに、無線通信による地震情報等の緊急伝達システムの今後のあり方について検討を行っており、報告を取りまとめております。

このようなFMの必要性は言うまでもありませんが、現在、鹿島市もこの事業を推進しておられると聞いております。まず、県内でどこの自治体が始められているのか、お伺いをいたします。

これにて1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

お答えいたします。

御質問は通級指導教室、学びの教室と言いますけれども、鹿島小、浜小、西部中の3校に決まった理由でございます。その前に、この通級指導教室ですけれども、先ほど言われましたように、つまづいている課題を中心に克服していくのが大きな目的でございますが、具体

例を挙げますけれども、例えば、LDとかADHDとか、そういう障害を対象に、それについて鹿島市に適正就学指導委員会がございますが、ここで審議をして、最も適しているということが判定した者について対応すると。もちろん保護者の承諾も必要でございます。

その前提でお答え申し上げますが、3校に決まった理由、これにつきましては、平成21年11月に設置申請に向けて小・中学校で対象児童・生徒の調査を行いました。その中で、小学校は西部地区が15名、東部地区が14名、中学校は西部中が10名ということが出てまいりました。その中で、西部地区、鹿島小学校が8名、それから東部地区ですけれども、浜小が11名、それぞれ過半数を上回ったと、占めたということで、小学校は鹿島小学校と浜小学校で設置要望を行ってきたというものでございます。中学校につきましては、西部中学校で設置要望を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

ちょっと補足をさせていただきますが、この3校になぜ決まったかということですが、今のように該当の児童・生徒が多かったということが第一にあります。それに加えて、設置要望も非常に強かったわけですが、鹿島小学校に置いておけば、この西部校区の小学校も網羅できますですね。浜はちょうど七浦、古枝、両方から地理的にも行きやすいという面も一つ考慮した理由であります。

それから、西部中は御存じのとおり県内一の大規模校ですから、今現在もそういう該当生徒は当然いるわけですが、今後もその分予測をされるということですね。そういう面を考慮してこの3校に決定をいたしました。ただ、該当する児童・生徒がいればすぐ設置がされるかということ、そうはいかないわけですよ。これは四、五年前ぐらいからずっと懸案にしていたわけですが、なかなかつけていただけない。そこで、毎年要望を出していたものの、県のほうで精査をされて、また、県内全域のバランスを考慮しながらの認定であったわけですが、今までつかなかったことからして、今回一遍に3校ついたということについては、大変ありがたかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

身体障害者の雇用率の件でございまして、これは障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、佐賀県労働局が事業主体から本年6月1日をもって報告を受けた結果で

ございます。鹿島市部分につきまして限定はできませんでしたが、ハローワーク鹿島の管内でございますが、民間企業の雇用率は1.84%となっております。

次に、FMラジオを使っての情報発信ということについての御質問ですが、現在我々が考えておりますのは、平成23年度に重点分野雇用創出事業によりまして、鹿島市の観光情報や地域情報等についてラジオ媒体を通じて情報発信をしようというものでございます。この事業につきましては、現在、佐賀県内で小城市、神埼市、多久市が取り組まれておられます。

○議長（橋爪 敏君）

中村総務課長。

○総務課長（中村博之君）

私のほうからは、市役所の障害者の雇用の状況についてお答えいたします。

雇用の率から申し上げますと、2.38%です。法定雇用率が2.1%ですので、その分はクリアしております。数を申し上げますと、障害者の職員の数が7人です。実人員は6人ですが、重度が1人おりますので、その分が2人でカウントしております。それから、分母となります職員数が294人、これは嘱託職員とか臨時的任用職員を含みます。で、7割る294で2.38%となります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、市内公共交通の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

議員御質問の市内の循環バスにつきましては、これは高津原の乗り合いタクシーもそうでございますけれども、従来から市民の方々の要望がかなり多かったものであります。それを平成21年度に連携計画をつくり上げる中で、今の形で実証運行をしてみようという形で、今年の10月から運行し始めたということでございまして、まだ実証運行で始まったばかりでございますので、データはとっておりますけれども、これが本当に実態としてあらわしているのかというと、まだまだデータは不足しているかなと認識をいたしているところでございます。

まず、単月当たりの利用者数を市内循環バスということで御質問でございますので、お答えをいたしますが、10月につきましては、延べの218人です。これは運行が125日間の150便でございますので、1便当たり1.45人というようなことでございます。それから、11月につきましては、延べの168人、これは運行が24日間ということで144便、1便当たり1.17人というようなことになっております。10月と11月が50人程度減っておりますが、これは10月の時点では、通常のお客さんばかりではなくて、協議会の役員さんなりバス運行会社の職

員さん等が試乗されておりまして、そのあたりの人数が入っておりますので、10月、11月というのは、実質若干の減かなととらえているところでございます。

続きまして、年齢層という御質問でございましたが、年齢層につきましては、もう60歳以上の方が78%というような状況でございます。これは11月22日から12月7日までの試乗調査を行っております。その中での統計でございますので、全数の調査ではございませんが、60歳以上が78%になっているということでございます。しかも、そのうち利用者の方の88%が女性の方であるというような統計データとなっております。

それから、利用時間帯という御質問でございますけれども、これは日に6便あるわけですが、やはりこう見ておきますと、午前中の便が多い、午後はなかなかですね、特に午後の遅い便は利用者が少ないという状況でございます。一番多い時間帯は10時の便が一番多いというようなことでございます。また、運行の曜日が月曜から土曜日となっておりますが、曜日では金曜日が多い、それと意外と土曜日も多いというようなデータとなっておりますが、冒頭申し上げましたように、これはまだまだ2カ月程度の仮運転のデータということで、これからもこういうデータをあらかじめ統計をとっていきたいと考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

御答弁ありがとうございました。

まず、1つ目の通級指導教室についての御答弁をいただきましたけれども、3校に設定されたという理由が、きちんとした理由づけのもとにされていたということでございますので、次の質問に行きます。

現在の各小学校、あるいは中学校、先ほど小学校が2校で、西部中学校1校ですかね。この申し込み状況というのはどういうふうになっておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

申し込み状況についてお答えいたします。

平成22年1月、県に申請をいたしておりますけれども、鹿島小学校に13名、浜小学校に12名、西部中に8名の申し込みがありまして、全員の通級が県で認められております。それで、ことしの22年4月からスタートいたしております。ちなみに、鹿島小学校は2学期から2名ふえて15名になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

この人数というのは、他市と比較してどうなんですかね、多いんですかね、少ないんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

他市と比べてという実数は多少でこぼこがあるかと思いますが、国の見解では6%程度は通常学級にこのような子供が在籍をしているというふうに言われますので、それを基準にすると、大体その程度の人数がどこにも予測はされるところでございます。ただ、医師の診断とか、そういう専門的なところまではなかなかできかねますので、大体学校でのですね、先生方が主に活動等を見ておられますので、そこでの判断にある程度頼らざるを得ない状況にあります。したがって、鹿島市の場合は、先ほど言ったような数字、率にして大体1.5%程度になろうかというふうに思います。したがって、そのような子供たちを対象にして受け入れているという状況であります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

この通級教室の指導をされている方というのは、先生、教師の方ですか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

指導者は、例えば、鹿島小なら鹿島小、浜小なら浜小学校の、その学校の先生が当たっておられます。ただ、通級指導教室が設置をされれば、定員に対してプラス1という先生の加配がありますから、その分を、どなたが当たるかはその学校で決められることですが、その1名というのが担当者という数字になろうかというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

その学校に加配される1名の先生というのは、この通級指導教室の特別な講習とか受けていらっしゃる先生なんですか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

人数は1名ふえますけれども、どなたが当たるかは、今言いましたように、その学校で判断をしてもらうことになります。で、そういうふうな研修等を受けておられる方、受けておられない方、それに沿う先生が必ずしもいるとは限りません。ただ、やっぱり担当するとなると、それなりの知識が要りますし、また経験も必要でありますので、現時点においては3校とも、特にスタートの年でありましたので、私のほうからも音頭取りをいたしまして、ベテランの女性教諭を充てて、今のところ順調に運用がなされているという現状であります。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

今後、この通級教室の学びの教室というのは、当市では始まったばかりで、新しい事業ですけれども、今後は各学校に設置をしていくのか、これからも継続していく事業なのか、どのような形で展開していくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

お答えいたします。

先ほど教育長申しましたように、この通級教室は今年度からスタートしております。その中で、やはり諸機能とかコミュニケーション力の向上とか、それから集団の中で落ちついた行動とか、そういうのがかなり成果が見えております。そういう中で、また継続していきたいと考えております。

ただ、全校ということに、各学校と言われますけれども、それは希望者も出ておりますけれども、それについてはそういうことは今後もどういうふうにしてそういうことを受け入れ体制していくのか検討していくということで、今の体制を引き継いでいきたいというのは変わりございませんが、今後については希望者も出ております。そういうことで、前向きに検討していくということになっていくかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

この事業につきましては、子供たち一人一人を伸ばす教育の推進として、子供たち、あるいは保護者の方々のために非常に役立っていくと思っておりますので、これからも前向きに取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。教育長、お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今後の予定は、今答弁をしたとおりでありますけれども、国の改善見通しの中でもこのことをうたわれておりますし、この議会でも6月でしたか、予算の拡充について、このことを含めた請願等もしていただいております。これはどこの市町村も、全国どこもこういう子供たちをどうするかというのは本当に切実な問題であるわけです。じゃあ全校に配置したらいいじゃないかということが出ますけれども、例えば、1人おって1人の先生をつけるというのはなかなかできませんよね。だから、大体10名ぐらいいないと、なかなか学級の設置には持っていけない。だから、1人先生がふえるわけですから、その人の持ち時間のキャパに大方合わせたような形で、そういうことで毎年希望はとりながら、それから、多少やったり動きがありますから、調整をしていかななくてはいけないと思います。今のところはもう1校程度は小学校に必要なという思いがありますので、そういうふうな打つべき手は打っていきたいというのが現時点でのスタンスであります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

教育長、御答弁ありがとうございました。

次に行きます。

2つ目の身体障害者の雇用について、先ほど御答弁をいただきました。56人以上規模の企業の障害者の雇用率、これが1.84%、そして当市の障害者の雇用率というのは2.38%ということで、2つとも法定雇用率はクリアしているという状況でしたので、私もこの数字を見て今安心をしているところですけども、やはりまだまだ障害者の方たちの就業というのは、望んでいらっしゃる方はいらっしゃるんですけども、なかなか就職先が見つからないというのも現状のようでございます。

そこで、障害者の就職希望者数と就業者数、これをわかればお答えいただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

ハローワーク鹿島のほうにお尋ねいたしまして、鹿島市に限っての数をお聞きすることができました。就職希望者数は12月現在で58名です。就業者数は6月1日現在ですけども、44人となっております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

それでは、次に知的障害者、精神障害者、身体障害者、それぞれの就業人数というのわかりますか、この44名中の人数ですね。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

知的障害者が8名、精神障害者の方が1名、身体障害者の方が35名の計44名の方でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

これだけの方が就職をされておりますけれども、まだ58名中44名ということですから、残りの14名というのは、就職を希望している中でもまだ就職が決まっていないという状況でありますので、この部分についてももしっかりしていただきたいと思っておりますけれども、市として障害者を雇用された企業に対してどのようなサポートをされているのか、お伺いをします。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

市として障害者にどういったサポートをしているかという御質問だと思います。その前に、まず最初に障害者手帳交付時に雇用関係も含めて受けることのできるサービス内容の説明からスタートいたします。その後、障害者自立支援法では、特に障害者の就業が、障害者が地域生活を送るための大きな柱として掲げられておりますので、就労移行支援や就労継続支援などのサービスが取り入れられております。鹿島市でもこれらのサービスを行う事業所があり、障害者の就労訓練に取り組んでいるところでございます。今後も障害者のための職業訓練に関する情報提供を行って、障害者の職業能力開発育成につなげていくという必要があります。

それと、もう1つが市内企業に障害者の雇用促進をどのようにしているかというところもあったかと思っております。その分につきましては、障害者につきましては、能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や社会的就労の促進に努めるなど、障害のある人の雇用機会の拡大を図る必要があると思っております。そのためには、ハロー

ワークや障害者就業・生活支援センターというのがありますけれども、そこら辺との協力、それらを受けて、障害者の就職の悩みに関する相談等を受け付けて、職場環境の改善とか就労定着支援を行うとともに、就労継続支援サービスを活用しながら職場定着率を高めていくということが今後も一層大切だと思っております。

片やもう一方では、一般企業に対して障害者の特性や雇用方法などについて啓発を行って、障害者への理解を深めてもらうことで障害者の一般企業への就労促進及び一般企業の障害者の受け入れを推進していくということが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

先ほどの質問、私が質問した中で、企業に対してのサポートという意味では、金銭的な部分等はないということですか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

障害者を雇用する上では、就労支援の訓練費ということで給付費等が福祉事務所のほうから支給をいたします。それで、そのタイプとしては、就労支援移行型とか継続型A、Bとか、そういった程度に合わせた就労支援の体制を組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

先ほど財政的な支援等ということでございましたので、私のほうから説明いたしますが、国のほうから障害者雇用調整金の支給というのがございます。これは労働者数が200人を超え、法定雇用率以上を雇用された場合は、1人当たり月額27千円を支給するとか、あるいは労働者数が200人以下で、支給要件として定められた要件を超えて障害者を雇用されている場合は、事業者へ1人当たり月額21千円等の支給をするというふうなものがございます。そして、法定雇用率に達していない会社等につきましては、ハローワークの担当者の方が直接出向いていかれて、このような助成制度の説明なり、あるいは就業希望者のリストなりを提供されて雇用していただくようお願いされているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

先ほどからずっと、前回の一般質問のときもそうでしたけれども、商工観光課のほうから雇用率の先ほどの問題もそうですけれども、ハローワークのほうで調査をされているということですが、基本、ハローワークというのは広域でありますから、鹿島市単独ではないんですよね。ですから、鹿島市単独での数字というのが今後把握する必要も出てくるんじゃないかと思えますけれども、その点についてはどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

ハローワークのほうへお聞きしてみたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

では、早速お願いをしたいというふうに思います。

次に行きます。

第5次総合計画の中にも5年間で集中して取り組む施策の中に、この目標というのを定めてありますけれども、各企業に対して、また市内において障害者の雇用促進を具体的に今後どのようにされていくのか、お伺いをします。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

各企業に対するということでの質問だと思います。

一応障害者雇用については、まずもって企業の理解がないと、これは受け入れができない状態でございます。先般、11月29日に杵藤地区の自立支援協議会の中で精神ネットワーク部会というのがありまして、その中で宮城県のNPO法人から、そういった活動の推進事例が発表になっております。やはり障害者の障害の程度と合わせながらの一般企業の受け入れとなりますので、そういった部分については非常に難しくてという事例発表がっております。そういったこと等を含めて、企業の理解をいかにして、こういった研修の機会を通じて、いかにして受け入れてもらう体制をつくるのかというのが非常に問題となってきておりますので、そういった部会等の活用を生かしながら前向きに活動していきたいとは思っています。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

障害者の雇用というのは、企業の努力だけではなく、自治体や社会全体で取り組むべき大きな課題であろうかというふうに思います。前回は障害者支援について一般質問いたしましたけれども、これからも障害者の雇用の支援等については、当市を挙げて取り組んでいていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

市内の公共交通の今後について、先ほど1回目の質問をいたしましたけれども、やはり私がいつも目にする光景と一緒に数字だなということは実感をいたしました。これから、この状態じゃまずいだろうというのは、市民の皆さんもそうですけれども、やはり市役所の職員さん、あるいは議員さんたちもみんなそうだと思います。この状況じゃいけないということはおもう気づいていらっしゃると思います。これからこれをどうやっていくかということが一番大きな問題だと思いますけれども、まず、各家庭にこういった時刻表をですね、（時刻表を示す）非常に立派な時刻表ができ上がっておりますけれども、この時刻表が配布されましたけれども、これを作成するに当たって、高齢者とか、特に先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、60歳以上の方が78%を占めているということでもあります。ですから、私たちが見ても非常にわかりづらい部分もございます。そういったものを含めてですけれども、時刻表を含めてですけれども、この中に高齢者とか、あるいは子供たちの調査、こういったものを行ってこの時刻表をつくられたのかどうか、お伺いをします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

市内循環バスにつきまして、時刻表の作成についての高齢者なり子供たちへのアンケート等ということの質問でございますが、この時刻表を作成するためだけ特別のアンケートを実施したかという点、行っておりません。

ただ、これ先ほどの1回目の御答弁でも申し上げましたが、21年度に、22年の3月8日に鹿島市の地域公共交通連携計画を策定いたしております。これを策定する中におきまして市民アンケートを行っております。そのときには各地区にお願いをいたしまして、一般世帯のアンケートとか老人クラブのほうへの全数調査とか、それから区長さんとか民生委員さん、そういう方々のアンケート、そういうのを実施いたしております。その中でお聞きしているのは、今現在バスを使われる場合に利用されている時間帯、それから自分がバスは使っていないけれども、こういう時間帯によく外出するよ、その時間帯がどこなのかとか、それから、じゃ利用先、外出先は主にどこなのかと、そういったたくさんのデータをお集めして、それらを参考とさせていただきながら、この連携計画につきましては、地域公共交通の活性化協議会という協議会がございますが、その中で御議論いただきまして、最終的にこういう形で

実証運行を始めたという経過でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

この公共交通というのは、市内の交通弱者の方のための私はバスだったりタクシーだったりするのではないかなというふうに思っておりますけれども、このバスとかタクシーを利用する年齢層というのが、先ほど言いましたように、非常に高い状況でございますから、最初からこれをつくる前の段階で利用される年齢層というのはわかっていたような気がいたします。ですから、それに合わせていろんなダイヤ、あるいはバスのあり方だとか、いろんなことがあると思いますけれども、それは事前にしておかなければならなかったことじゃないかなというふうに思います。特に、利用者の方に直接話を聞いてみますと、いろんなことを言われます。例えば、車いすで乗れない、あるいはステップが高い、つえをついて入ろうとしても段差が高くてつけない、いろんなことを言われました。ですから、そういったことも含めて、これからもっと循環バスを使いやすいものにしていかなければならないと思います。

そこで、先ほど青森の鉄道の話をしていただきましたけれども、今後、鹿島市にとって利用者数をふやしていく具体策というのはどういうものをお持ちなのか、お伺いをします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

今後の利用者増の対策はということでございますが、とにかく今始まった、10月から始まったばかりでございまして、なかなか我々も今アンケートとか試乗調査をやっておりますが、まだデータが不足していると思っております。ただ、そうは言いながらも、やはり今議員おっしゃったようないろいろな御意見もいただいておりますのでございまして、今現在、まずは先ほど申しましたアンケートを行いました。それから、バスの沿線の事業者なり病院の方の関係者の御意見、それから運転手さんの御意見、その他にもずっと今データを収集しております。それから、先週からになりますけれども、市内の今度は周辺の地区内の老人クラブの皆様へ直接お伺いして、聞き取りのいろいろな要望調査も担当が行っているというところでございます。そういったいろいろな御意見を集約させていただいて、今あくまでもこれは実証運行ですから、いろいろな形で失敗事例もあろうし、よかった事例もありますので、そのあたりもずっと参考に積み重ねながら、よりよいものにしていきたいと考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

私もいろんなところであいさつをしたり、お話をする機会がございますので、そのたびにこの循環バスを利用してくださいということをお話をしているところです。これはやはり一人でもふえることがこれから定着していく大きな要因になりますから、市内の皆さんもそうですけれども、職員の皆さんも、議員もみんなそうです、行く先々でこれを宣伝していく必要があるというふうに私は思います。

今後、利用者をふやすためにということをお伺いしましたけれども、今後そういうことを含めてですけれども、便数とか停留所をふやすということも含めて、今後の展開について、多分3年後、5年後の目標とか展開というのはもう考えていらっしゃると思いますので、そこがありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

今後の展開ということでございますけれども、まず今の実証運行が10月1日から始まりまして、国のほうへは3月31日までの運行ということで認可をいただいております。これをまた今度は4月からの新たな認可を取らなくちゃいけないという時点がございます。それと、先ほど動き始めまして、私どもの当初の予想でもどうかなという部分があったんですが、やはり採算ラインにはほど遠いような数値と、利用者数であるということもございますので、このあたりをどうしていくのかというのが大きな今課題だととらえております。先ほど申しましたように、今いろいろな皆様の御意見を集約いたしております。それらをもちまして、先ほども申しました鹿島市の地域公共交通活性化協議会という協議会でこれは運行いたしておりますので、その中におきまして今後、時間帯の変更なり、バス停の位置をどうするのかとか、具体的な協議を行いながら、4月1日以降についての運行体系を早急に整えたいと考えております。少ないと言いつつも、やはり運行を始めますと、ある程度の固定のお客さんもいらっしゃる、そして利用されている方につきましては、物すごく利便性があるという御意見もいただいているということでございますので、そのあたり含めまして、今度はその乗っていただいている方以外の方々にもぜひ乗っていただくような形で、魅力のあるような運行形態を目指す、それとあわせまして、先ほど議員おっしゃっていただきましたが、利用促進についてのPR活動もこれからも続けていきたいと、そのような形で4月1日以降にまた実証運行の新たな形で作り上げていきたいと。それから、またそのときにはデータを寄せ合わせながら、また見直しをずっとかけていくというような形で考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

先ほどの答弁では、長期的というかな、3年後、5年後という中での、この循環バスの目標というんですかね、展望というんですかね、そういったものがちょっと答弁の中に入っていなかったような気がいたしますけれども、この公共交通機関というのは、交通弱者のために私はつくられたものだというふうに考えております。ただ、しかしながら、このバスにしてもタクシーにしても、これを維持していくためには、この中に税金が投入されていくわけです。ですから、これがこれからずっと利用されていくためには安定した利用者が必要になってきます。ですから、そこが基本になりますので、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。まだ始まったばかりですから、今後に期待していきたいと思いますが、やはりつくったという満足よりも利用していただいているという満足に変わるように努力をしていただきたいというふうに思います。

最後、FM佐賀の鹿島市情報番組ラジオ放送について質問をいたします。

先ほどFMが県内で何市行われているかということをお尋ねしましたけれども、4市ということでしたね。——あっ、3市ですかね、済みません。3市ということでしたねけれども、この3市の状況をですね、例えば、よい点、悪い点、そして運営状況、こういったものを含めて、その自治体の状況がわかればお伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

前提といたしまして、これはコミュニティーFMではございませんで、佐賀市にありますFM佐賀に委託をしている事業となっております。

まず、小城市ですけれども、事業名といたしましては、小城市情報発信番組作成事業ということで、これはふるさと雇用再生基金事業を利用されまして、新規雇用3人を入れて事業実施をされております。番組名といたしましては「アイラブ小城」ということで、毎週木曜、12時から12時55分までの放送となっております。反響といたしましては、おおむねよいという感触を受けているということでもあります。

次に、神崎市です。これは事業名といたしましては、神崎市広報番組ラジオ放送事業ということで、これは重点分野雇用創出事業ということで、新規雇用が3人となっております。番組名といたしましては「MY DEAR 神崎」ということで、毎週水曜日、12時から12時55分までの放送となっております。反響といたしましては、曲のリクエストとか番組に寄せられるメッセージ等がだんだん多くなってきているので、認知度も上がってきているのではないかとということでありました。

次に、多久市です。多久市も重点分野雇用創出事業ということで、本年6月から放送を始められております。これも新規雇用3人で、番組名としまして「Hello! 多久」ということ

で、毎週月曜日、12時から12時55分までの放送となっております。多久の場合は6月から始まったという状況でありますので、PR不足もあるということですが、反響はいまいちだということをお聞きいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

ほとんどが3名の雇用ということで、FM佐賀に委託をして市で3名雇って、そして、雇い主というのはFM佐賀というふうな形になろうかと思えますけれども、その3名の人事というんですかね、雇うときの条件とか、そういった人事権については、市のほうから何か条件とかはつけることが——人事権、口を挟むことができるかということですが、どうでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

今現在の状況といたしまして、3市の中で神崎市さんに市内から雇用がされております。鹿島市といたしましても、なるべく鹿島市内の方を雇用していただくように希望というか、お願いをしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

鹿島のFMである以上は、やはり鹿島から雇っていただきたいというのは、これはもう私だけじゃないというふうに思いますので、その点は課長、しっかりと頑張って、鹿島の方を雇用していただくようお願いいたします。

今後取り組まれて、ほとんどもう平成23年度ですか、もう始まる予定なんですよ。その中において、反響がいまいちということもありますけれども、そういった場合に視聴率を上げるというんですかね、聞いてもらわなければ意味がないということもありますし、防災の面についても、やはり聞いてもらわなければ、何があっていたのかわからないと。例えば、地震が起きた、じゃどこに集まったらいいのか、体育館に集まればいいのか、その簡単なことじゃなくて、きちんとした情報が伝わるのが大事だろうと思うんですね。ですから、そのFMを聞いてもらうことが第一の条件になってくると思いますが、その視聴率を上げていくために市としてはどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

聞いていただくためには、内容の充実が必要だと思います。内容が充実したものとなるように、FM佐賀さんとも協議しながら進めていきたいと思っています。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

この内容の充実というのが非常に今から難しくなってくるのではないかなというふうな気はいたしますけれども、この事業に関しては、緊急雇用対策の一環で行われる事業とお聞きをいたしておりますけれども、この国とか県の補助が切れた場合、市の負担額、あるいは年間のコスト、こういったことを含めて、どのように考えておられるのか、今後の展開をお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

効果等を検証しながら検討したいとは思いますが、補助金等があれば継続できると思いますが、市の一般財源のみでは難しいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

先ほどの答弁であれば、補助金が切れたらその時点でFMはストップということになるのでしょうか。どうでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

現段階で、平成24年度以降続けるかどうかは補助金次第だと、今のところ思っております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

このFMを維持していくというのは、金額的には非常に大きなお金がかかるということを知っております。特にこれはFM佐賀での委託事業ですから若干少なくて済むんですけども、これを単独でやるということになりますと、非常に大きなお金がかかるというのは、もう大分前からこのFMの防災に関しての事業というのは、いろんな議員が質問された経緯が

ありますけれども、始めて2年、3年の緊急雇用対策の事業がなくなった後に、補助金がなくなったら、じゃやめますということであれば、それまでいろんなことをやってきても、そこでストップということになりますと、何かそれまでやってきた努力というのがすべて水の泡になりそうな気がするんですけども、これは私だけがそういうふうに思うことではないというふうに思いますけれども、ぜひ補助金がない状況でも、どういう形でもいいですから、そういったことについては、それまで続けてきた経験とか知識とか、そういったものを生かしながら何かに役立てていただきたいというふうに思います。できれば継続することが一番いい結果につながっていくだろうと思いますけれども、その点よろしくお願いをしたいというふうに思います。

このコミュニティーFMにつきましては、今回、私は防災という視点で質問をいたしましたけれども、それ以外にも市内を活気づけていくツールとしても非常に大きな役割を果たしていくと思います。ぜひ鹿島でも溶け込んでいくような発信源にしていきたいというふうに思います。

そしてまた、先ほど最初に私が1回目の質問のときに、自動的に電源が入るラジオがあります。ですから、こういったものをできればひとり暮らしの高齢者とか、あるいは障害者の方に市のほうから無料で配布をしていただいて、そして災害に備えるといったこともしていただければ、防災に関する先進地という形でも役立っていくのではないかなと思います。まあこれも予算の関係がありますから、一概にすべてやってくださいとは言いません。ただ、こういったことが市の大きな前進につながるのではないかと思いますので、要望をしておきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で7番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時20分から再開します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番議員水頭でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく3点質問をさせていただきます。水環境問題、保健行政、次に農業問題でございます。

まず最初に、水環境問題について、下水道と浄化槽の公平性について質問いたします。

この件に関しては以前も質問しておりましたが、再度質問をしてみたいと思います。

水質汚濁の原因というと、工場などの産業排水を思い浮かべますが、最大の原因は、私たちの便利な生活をもたらす生活雑排水なのであります。日常生活から排出される汚濁物質BODは、1日1人当たりおよそ40グラムであり、そのうち台所や浴室、洗面所からの雑排水が27グラムで、残りの13グラムはトイレの排水であります。

水の汚れを抑えるためには、使用済みの油を流さない、洗剤の量を少なくするなどの工夫が大切であります。このような工夫を行っても、生活雑排水をそのまま川に流してしまえば、自然が備えている自浄能力を超えて汚染されてしまいます。これらの問題を解決する下水道も、地形やコスト高の点から飛躍的な普及率のアップは難しく、ほかの浄化方法に期待がかけられています。

そこでクローズアップされているのが浄化槽であります。下水道の終末処理施設並みの汚濁物質の除去能力を備え、しかも、コストは低くできる浄化槽は、いわばミニ下水処理場と言われております。国や自治体も補助や融資を行って、その普及の推進をしております。

このように、家庭から出る汚れた水をきれいにする施設として浄化槽と下水道がありますが、使用料の部分で下水道、つまり下水道は使用料収入で賄われていますが、浄化槽の使用料はどのようになっているのかお伺いたします。

次に、環境薬剤についてお尋ねいたします。

活性クリーンチームを使用しますと、含有されているバチルス属細菌が曝気槽や貯留槽で増殖、生育し、被処理液中の有機物分解酵素濃度が上昇します。その結果、有機物（BOD成分）の単位時間当たりの処理能力が向上し、曝気量削減や低MLSS運転が可能となります。さらに、従来の活性汚泥中の微生物では分解されにくかった難分解性有機物も分解され、未分解有機物量が減少します。それに伴い、汚泥の沈降性改善や減少効果が発現します。また、活性クリーンチームNには栄養剤が含まれており、活性汚泥中の細菌を活性化させ、さらに脱窒におけるメタノール使用量も減少します。

決算でも質問いたしましたが、疑問に残る点もありますので、質問させていただきます。

21年度クリーンチーム使用は、180キログラム単価が3,150円／キログラム当たりで567千円となっております。汚泥の減少効果は15トンで239,079円で、差し引き327,921円の損失となっております。藤鹿苑では、クリーンチームTは14,910円となっております。21年度浄化センター、クリーンチームNW21は3,150円の契約で、22年度は4倍の12,600円で契約をしていると説明がありましたが、なぜ4倍の価格で契約するのか、その点をお伺いたします。

次に、浄化槽の推進についてお尋ねいたします。

浄化槽による水環境革命は、河川の流れを復活させるだけでなく、地方自治体の赤字体質化を防ぐこともできるのです。今後の経済情勢や財政状況を考慮する中で、下水道事業は費用対効果の観点から、事業範囲や浄化槽との併用など基本的、柔軟的な考えをもとに考えが

なされていると思います。

9月議会での大字納富分区の面的整備を行っていますけれども、これらの移行について、できるだけ早い時間、時期に工法、方針等々を検討したほうがいいのではないかという質問に対し、今現在、109ヘクタールを実施していて、その後について、これまではその時点で、それから以降の処理についてはそれまでに検討するというふうなことを回答してきたと思っておりますけれども、その辺については早い機会に我々としても大字納富分区以外の処理方法については検討したほうがいいということで、担当のほうにはそのような形で指示をしておりますし、できればそういうふうにやっていきたいというふうに思っておりますというふうに答弁をされてはいますが、このことに関して再度答弁を求めます。

次に、保健行政、脳脊髄液減少症の周知と対応について。

脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツ外傷などによって脳脊髄液が漏れ出し、頭痛やめまいの症状が起こります。しかし、同症に対する認知度が低いため、健常者との見分けがつきにくく、本人も認知していない場合があります。そのため発見がおくれ、適切な治療を受けられない人もいます。

この脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷などで身体に強い衝撃を受け、脳と脊髄を循環する脳脊髄液が髄膜の弱い部分などから慢性的に漏れ続ける病気です。大脳や小脳の位置が安定せず、また、神経が引っ張られることにより激しい頭痛、吐き気、めまいを初め、視力低下、睡眠障害、全身倦怠感、さらには思考力低下、味覚・臭覚異常、記憶喪失など、さまざまな症状があらわれるものです。

国内には約30万人の患者がいると言われ、潜在的には病名も知らず苦しんでいる方は100万人を超えていると言われております。10年前にこの病気が認知される前までは、単にむち打ち症と診断されることが多かったようです。なかなか治癒しない難事例の一部は、脳脊髄液減少症だったのではないかと推測され、ブラッドパッチなどの治療法によって症状が改善する例が相次いで報告されています。

しかしながら、診断、治療が可能な医療機関はわずかであります。医療機関でも、医師の経験やこの病気の知識がないと見つけにくいとされています。現在においても脳脊髄液減少症の認知は極めて低く、外見が健常者と変わらないことが多いことから、職場や学校において周囲から理解されず、誤解を生じ悩み苦しんでおられます。

この病気の治療方法は、血液が固まる性質を利用して自分の血液を注射器で注入し、髄液の漏れている場所をふさぐというブラッドパッチが効果的と言われています。この方法で約7割の方が回復しているそうです。しかし、まだ保険適用になっていないため、病院によっては検査入院で20千円から30千円、治療入院すると1回に100千円から300千円かかり、全額個人負担になります。このため、経済的にも多くの患者さんが困っているのが現状です。国のほうでも臨床試験を受けてガイドラインをつくり、動き始めております。一日も早く保険

適用など救済の手が尽くされることを願っております。

そこで、2点お伺いいたします。

まず1点目、本市のホームページで脳脊髄液減少症という病気を周知するとともに、検査、治療が可能な医療機関や相談窓口、関連情報リンクなどを公開すべきと考えます。ホームページにおいてもより広く、多くの県民に周知するために最近アップしたようですが、御所見をお聞かせください。

2点目は、平成19年5月に文部科学省から、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について通知が出されていますが、これを受けて教育現場における関係者に対してどのような対応をされたのかお示してください。あわせて、脳脊髄液減少症をどのように周知していくかお聞かせください。

次に、がん対策についてです。子宮頸がん等がん対策については、6月議会でも申しましたが、国内では年間1万5,000人が発症し、約3,500の方が亡くなっておられ、特に出産年齢の20歳から30歳で増加傾向という大きな社会問題になりつつあります。がんの中で唯一予防効果が高いと言われる子宮頸がんは、ワクチン接種と定期的に検診を受けることで予防できます。

子宮頸がんは、発がん性ヒトパピローマウイルスの感染によって起こる病気とされています。発がん性HPVの一部の感染が、がんへ進行すると考えられています。HPVは100種類ほどありますが、子宮頸がん予防ワクチンは、発がん率が最も高い16型と18型の感染を予防するワクチンです。さきの補正で決定しております子宮頸がんワクチン接種と検診、接種対象者等について説明をお願いいたします。

最後に、農業問題についてです。

農林水産省が発表した今年度産新米の平均卸売価格は、1俵、60キロ当たり12,780円と、前年同月比で平均15%のダウンで、調査開始以来の過去最安値であります。値下がりの要因は、前年産米の在庫に今年度産の過剰作付が重なり、需要に対して供給量が大幅に上回ったこと、それに今夏の猛暑が災いし、各地の米の品質は軒並み低下し、さらなる米価下押しをもたらしています。かつてない米価格下落で先行きが全く見えない、農業者の訴えは痛切であります。

米が供給過剰となった場合の米価下落を懸念し、我が党は需給調整対策の必要性を訴えるのに対し、民主党政権は戸別所得補償を導入すれば需給は引き締まると言っております。今年度実施した米の戸別所得補償は、10アール当たり15千円を交付する定額部分と、大幅な価格下落時に支払われる変動部分を全国一律にしています。そもそも農業は自然を相手にした営みであり天候に左右されやすく、同じ作物をつくるにしても、地域が異なれば収穫に至るまで費用の負担も異なります。

さて、2010年の農林業センサスによると、農業就業人口は260万人で、5年前の調査に比

べて75万人減少、減少率は22.4%と過去最大となっています。就業人口の平均年齢は65.8歳と2.6歳上昇し、初めて65歳を超えることが紙上に掲載されております。全国的な傾向としてもですが、当市において農業の就農人口が減っておると思いますが、どのような状況でしょうか。また、耕作放棄地の利活用については適した作物づくりや放牧がなされていますが、その他に耕作放棄地を再生して活動させる紹介も昨日ありましたが、どれくらいの規模なのかお尋ねいたしまして、総括の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答え申し上げます。

まず1点目の、下水道の使用料と合併浄化槽の維持管理費でございますけれども、平成21年度の実績で申しますと、下水道の使用料が年間1戸当たり50,944円となっております。それから、合併浄化槽の維持管理費につきましては、おおむね70千円程度と聞いております。

それから、2つ目でございますけれども、クリーンチームNW21でございます。平成21年度につきましては3,150円ということ、それから、平成22年度につきましては12,600円ということでございますけれども、どうして違うのかということでございます。

まず、当初の平成21年度につきましては、これは実験期間ということもございまして、当初、向こうの会社のほうからは無償提供という話もあったそうでございますけれども、やはり無償提供はおかしいということで相談をさせていただいて、3,150円のサービス、お安い値段ですけれども、それでしてもらったということでございます。それから、平成22年度からはうちのほうから正式に見積もりをとりまして、12,600円で購入をして使っている状況でございます。

それから、3つ目の公共下水道の見直しの件でございますけれども、これは今まで答弁でも何回でも申しておりますとおり、今現在では平成23年度から見直しに着手することに予定をいたしております、まずは公共下水道の全体計画をどうするかということと、それから、それ以外の区域をどうするかということをこの間で検討して、数年以内にある程度、下水道の全体計画並びにほかの手法の検討を完了したいということだと思っております。

以上であります。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほどの質問の2番目でございます、保健行政についてお答えをしたいと思います。

先ほど申された脳脊髄液減少症、非常に私どもにとっては新しい疾患の概念であるというふうに認識をいたしております。現時点では医学的に未解決な部分がありまして、診断の基

準や治療法が確立されているとは言えないといった状態でございます。

先ほど言われましたブラッドパッチにつきましては、非常に効果があるというふうな報道もある一方で、効果がない方もやはりいらっしゃるということで、今現在、厚生労働省のほうで3年間の経過措置で研究を重ねられまして、さらにその部分につきましては、もう一度3年間の検証を行うというふうなことになっている状態でございます。

さらに、この病気は転倒や交通事故、スポーツ外傷などの衝撃により脳脊髄液が漏れまして、頭の中の脳脊髄液が一定の状態を保てないと、その状態によって頭痛、めまい、吐き気、もしくは、ひどくなりますと倦怠感、記憶力低下等、さまざまな症状を引き起こすものでございます。

こうしたことから、この病気に対して確立された見解は非常に見出しにくく、広報やホームページでの周知については非常に難しいものがございますけれども、しかしながら、鹿島市民の方がこの病気についての情報を得やすいように、佐賀県が2007年10月に県庁のホームページで公開をしている情報、脳脊髄液減少症の治療の実施状況について、私どものほうで鹿島市のホームページからリンクをさせて情報を提供させていただければというふうに考えているところでございます。

現段階について、佐賀県ホームページの脳脊髄液減少症の治療の実施状況について公表されているのは、佐賀県内の病院情報でございますが、佐賀県立病院好生館、佐賀大学医学部附属病院の2カ所が紹介されております。この2カ所とも、状態を見ながらということでございますけれども、ブラッドパッチの治療ができるというふうな情報を得ているところでございます。

2番目に、がん対策につきまして御質問だったと思います。がん対策、子宮頸がんワクチンの接種対象、接種回数ということで、まずはお答えしたいと思います。

鹿島市では、中学2年生から高校1年生を対象に接種を行います。接種回数は十分な効果を得るために、半年間に3回接種することが必要とされております。これは任意接種でございますので、個人通知でお知らせする予定といたしております。また、この予防接種、現段階での高校1年生については接種期間が平成23年3月31日までというふうになるため、他の学年と比較して接種期間が短いため、接種状況によっては2回目、3回目の接種が高校2年生という場合にも当たるというふうに考えております。

それで、12月9日の都道府県担当者会議の中身でございますが、その中で、その分についてもフォローをしていきたいというふうな旨の発言が出ております。ただ、ここにつきましては、まだ佐賀県としてはきちんと結論が出ておりませんので、この12月17日の佐賀県内の担当者会議の内容を受けまして、実務的なことについてはそれを受けて実施体制を整えていくということになると思いますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

鹿島市における就業人口の状況についてのお尋ねでございました。2010年の農林業センサスですけれども、これが県段階の数値しか現在公表されておりませんので、まだ鹿島市の就業人口の数値がございません。で、申しわけございませんけれども、佐賀県の数値を参考に答弁させていただきたいと思っております。

佐賀県の就農人口が3万3,830人でありまして、5年前の調査に比べまして1万9,514人減少しております。減少率が36.6%となります。ただ、県内の1万8,000戸が参加しております集落営農の従業員は、就業人口には含まれておりません。平均年齢は1.6歳上昇して63.2歳となっております。このことから、鹿島市におきましても就農人口は減少し、平均年齢は上昇しているかと思われまます。

続きまして、耕作放棄地の再生事業等の規模についてのお尋ねでございました。

国の再生事業を活用されて再生された面積が、平成21年度と22年度の2カ年で3.4ヘクタールございます。それと、補助なしで自力で耕作放棄地を解消された面積が4ヘクタールございます。21年度、22年度の2年間で合計で7.4ヘクタールの耕作放棄地が再生をされております。なお、きのう産業部長が紹介いたしました分につきましては耕作地は約5ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

平成19年5月、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について、通知が文科省、県教委から通知されたことを受け、どのように対応されたかという御質問にお答えいたします。

この文書が届きまして、平成19年6月に教育長名で学校長へ通知をいたしております。その内容の主なものでございますが、いろんなスポーツ事故等がありますけれども、事故発生後に児童・生徒に頭痛やめまい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ、医療機関で受診をさせたり、保護者に連絡をし受診を促すなどの適切な対応をとること。それから、事故後の後遺症として通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、周囲から単に怠慢であるなどの批判を受けることのないように留意をすること。それから、3番目ですけれども、必要に応じて養護教諭を含む教職員が連携しつつ、個々の児童・生徒の心身の状態に応じた適切な対応を講じることということで通知をいたしているところでござい

ます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

一問一答でお願いします。

まず、水環境問題についての中で、下水道と浄化槽の公平性についてということで、今、答弁の中で下水道が50,940円、そして浄化槽が70千円ということで答弁をされましたけれども、平均的に今のあれでは15千円から20千円弱ですかね、そういうあれで差があるんじゃないかと思っております。

これに関してですね、どうしてもここに、以前も申しましたが、公平性に欠けていると。例えば、この中で下水道を使用されているのは、これはさっきも申しましたとおり使用料で賄われているわけですね、下水道はですね。そこにはいろいろなものが含まれています。ただ、今、課長が答弁されたのは、1軒当たりの下水道料金じゃないかと思えます。その中には一般会計からの繰り入れ、また維持管理費、それから起債の償還費とか、いろいろなものが含まれておりますので、そういうことで今現在は、まあ、21年度の決算で今課長は言われたと思うんですけども、そうなっても大体1軒当たりの、本来これを全体的に、全部計算したら総額が約150千円近くばかりなるようになっているんですよ、計算でいけばね。だから、それを要するに使用料収入で賄って、今答弁された1軒当たりの下水道料金が50,940円になるというふうに思います。以前からこの問題に対しては計算されているんじゃないかと思うんですけど。

そういうことで、ここに下水道、また、要するに認可区域ですか、その中で今ずっと行われている、今、納富分区ですね、109ヘクタールはもう供用開始になっているんじゃないかと思うんですけど、そういうふうにして人口が密集したところは下水道でいくべきことは当然のことと思います。でも、これが市内の中でも密集したところと離れているところとはやっぱり違うんじゃないかと思うわけですよ。そういう中で、やっぱりどうしてもそこには浄化槽を設置したほうが有利なわけですよ。今言ったとおり、かなり莫大な投資が伴ってきます。そういうことで、この差額ですね、やっぱり不公平感が感じている以上、これを修正していかなければいけないんじゃないかと僕は思っていますが、その点に関してどのように思われますか。よろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

下水道使用料と合併浄化槽の維持管理費の中に差があるということ、それは公平さが損なわれているから公費で負担というふうな考えかと思えますけれども、今現在、鹿島市では下水道とか浄化槽を含めますと、まだまだ普及率が45.5%程度でございます。考えとしては、こういうふうな事業がある程度普及をした暁には、まだ浄化槽が残っている区域があれば、そういうふうなことで下水道との比較あたりも検討することも考えるかと思っておりますけれども、今現在ではやはり下水道の普及とか、浄化槽の推進のほうへ力を入れていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の答弁では、普及した暁には何とかという思いですけれども、これは以前も申しましたけど、鳥栖市あたりが15千円の補助でしているわけですよ。そして、これを公平感ということでやっています。鳥栖市にしても、それは公共下水道あたりのあれはほとんど進んでいるんじゃないかと思うんですよ。どこでも地理的には、僕は一緒と思います。鳥栖市が特に密集したところだけあるということは限らないと思うわけですよ。やっぱりちょっと町を外れば浄化槽の推進というのが当然行われていると思うわけですよ。だから、そういう中で不公平感をなくすためにも、どうしてもこれはやらなければいけない問題が生じてくると思うんですよ。

市内の皆さんでも、例えば、浄化槽を五次総では5年間に300基ですか、つけるということで今目標を掲げられていますけど、ただ、浄化槽を設置するにしてもかなりのお金がかかるわけでしょう。市が補助をしている、と自分たちが設置するに当たっての費用、市が補助している約2.5倍ぐらいは設置するだけでもかかるんじゃないんですか。その点どのように考えておられるのか。そしてまた、この公平感あたりを再度、鳥栖市の状況はこうですけど、その点をお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

浄化槽の設置の費用ということでございますけれども、おおむね7人槽で申し上げますと、設置は1,000千円程度かかるということでお聞きをいたしております。そのうち、市のほうで負担していますのが約40%ということで、424千円程度負担をしているような状況でございます。

ただ、1つあるのは、やっぱり先ほど申されました、そういうふうな先進地はある程度公

共下水道とかが済みまして、あとは残っているのが認可区域外とか、そういうところに残っているところに対して管理費の補助をしてあるというふうなことでお聞きをいたしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の答弁によりますと、ほとんど先進地は進んでいると。鹿島市は今から、大体普及率が今45%ですか——という中でそういうことを今言われましたけれども、当然普及していくためには、これも相当な費用がかかるですね。例えば、下水道の場合には国の補助あたりがありますし、そして、市からの単独での持ち出しもありますよ。でも、浄化槽の場合には、さっきから言っていますとおり自己管理ですので、すべてが、保守点検、それから年に1回の清掃、それから法定点検ですか、これをしたら今課長が言われたように70千円近くなると。じゃあ、浄化槽はお金をある程度補助はするけれども、あとの60%は、設置にしては自分たちがしていきなさいよと。しかも、維持管理に対しては自分が自己責任でしていきなさいよと、こういうことになってくるわけですよ。そして一方では、下水道は設置に対しては一般会計も繰り入れながら、今言われたですね、次に出てくるんですけれども、23年度ぐらいまではこのようなあれでやっていき、これからはまた考えていきますよという、これは先のことですけれども、そういうふうにして言われています。

ここで、やっぱり市民の皆さんも、本来ならば有明海の浄化、やっぱり水環境の問題ですよ。それを解決していくためには、水の浄化というのが一番大事なわけですね。このことは、しょっちゅう言っています。そういう中で、この差を少しでも埋めていくということが、僕は一番大事じゃないかと思うんです。じゃあ、5年間で300基ということをやられますけれども、それはずうっと推進はされていくと思うんですけど、負担はこのままかけて、市が計画していますよと、だから、こういうふうにしてお願いしますよということで一方的にお願いをこれからずっとされていくんですかね。よろしくをお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

議員御指摘のとおり、水の浄化ということは非常に大切でありますし、これの手段として下水道の普及とともに、浄化槽の推進というのが大きなテーマだというふうに思っております。我々としては、御指摘の浄化槽と下水道との管理の面含めての差額という面につきましては、確かに現在のところ幾らかはあるというふうなことで我々も認識いたしておりますけれども、来年度から水の浄化、浄化槽の推進というふうなことで現在考えているのが、

国と県と市の補助以外に何らかの形で、浄化槽推進のために市単独でも補助的なものがないのか、現在考えているところであります。差額の分は別といたしまして、我々としては財政上も含めて、できるところから浄化槽の推進等には今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

先ほどの答弁の中で、この浄化槽の推進に対しては何らかの形で市で補助できないか、今から検討していきたいということも御答弁をいただいています。何とかこれが一日も早く推進できるように願っております。

ただ、今の現段階でかなりの負担をされて取り組んでおられるのも事実でございますので、その点は考慮していただいて、一日も早くこれが推進できるような体制づくりをやっていかなきゃいけないんじゃないかと思っていますので、その点はよろしくお願いします。

次に、環境薬剤についてお伺いしていきたいと思えます。

さっきの答弁では、この3,150円に対して当初は無料でいいということと言われたけれども、それではできないということで、3,150円で契約をしたという答弁やったですね。それから、22年度は12,600円という契約をしました、いろいろ計算してそういうふうになりましたということと言われましたけれども、何でね、じゃあ、その3,150円で業者の方ですか、言われたら、そういうふうにしてもし契約ができとったら、これで負担も少なくて済んだわけですね。その点は僕は疑問に感じますが、その点いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

環境薬剤の単価でございますけれども、平成21年の4月から鹿島市の浄化センターでは使っておりますけれども、先ほど申しましたように当初は試験期間ということもございまして、向こうから無償ということもあったということですが、やはり無償ではおかしいということで、3,150円で市が購入したということでございます。ただ、22年度からは本格使用とい

うことで見積もりをとりまして、12,600円で契約をいたしまして、それで購入をしたということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

見積もりをとって12,600円ということを言われましたけれども、ここには4倍の差があるわけですよ。これは僕はびっくりしましたね。例えば、1.1倍か、1.2～1.3倍とか、1.5倍ぐらいとか上昇するということは話はわかるんですけど、4倍の差が出てきたというのは、かなりこれは、何でこういうふうにな、じゃあもう少しね、逆に言えば単価を安くできなかったね、そういうものは僕は考えられたんじゃないかと思うんですよ。

例えば、今の建設の入札にしても、今は最低入札価格がないもので、相当のね、極端に言えば60%ぐらいとかいうふうな、これと比べるわけじゃないんですけども、そういうふうにしてあっているのも事実だし、そういうことで努力すれば逆にできたんじゃないかという思いもしますよ。そういうことはね、もうここで決まって12,600円となっていますので、これをどうこう言うあれじゃないんですけど、そういうことも考えられるわけですよ。

ただ、仮にですよ、仮に12,600円が正規な単価としたら、21年度は180キロの12,600円ですから2,268千円になるわけですよ。仮にですよ、僕が言っているのは。——となり、汚泥の減少効果は239,079円、これはもう変わりませんので、2,028,921円の損失になるわけですよ。仮に僕は言っているんです。そういうふうになるわけでしょう。それで、今年度はこのあれはどうなっているんですか。要するに僕が聞きたいのは、22年度の4月から9月までの半年間ではどのような実績があったのか、この点も踏まえて答弁をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、平成21年度分の環境薬剤の効果ということ、ちょっと私が決算審査のときに説明したつもりですが、若干説明が不足していたようなので、もう一回説明をしたいと思います。

平成20年度と21年度を見ますと、これは環境薬剤を使用いたしております。この中で決算のときに処分方法がいろいろ変わったということで申し上げましたけれども、単純に環境薬剤による効果でございますけれども、これが減の806,079円でありました。それから、環境薬剤の購入費が567千円であったものですから、差し引きますと環境薬剤の効果というのが239,079円ということで申し上げたつもりでございます。

それから、平成22年の今現在の状況でございますけれども、これが9月末でございます。一応推計を出しております。今までの9月末の電気とか、水道とか、凝集剤とかの薬品の推計がですね、クリーンチームも1,150千円ほど購入いたしておりますので、9,288,743円というところでございます。これから見込みますと、22年度末では18,577,486円となる見込みでございます。じゃあ、例えば、これを従来どおりクリーンチームを使わないことでしていったらどうだろうかということで算定をいたしますと、使わなかった場合の年間の光熱水費とかでございますけれども、18,731,669円というふうな数字を今推計いたしておりますので、差し引きますと154,183円程度はクリーンチームの効果が出るのかなということ、今推計をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

単純に言いますと、154,183円と言われましたけれども、余り効果は出ていないというように僕は受けとめますよ。というのは、この議論は藤鹿苑から始まっているわけですよ。藤鹿苑のときには余り効果が見られなかったという感じで答弁されているわけですよ。そして、ここに来て、何でクリーンチームを使用するのかというですね、何かわかるような気もします。こういう単価やったらね、こういう効果がこれくらいやったら。

先ほどから言いますように、50分の1に希釈したからねと言われても、かえって使わないほうがいいんじゃないかという気持ちもしますよ。片一方では効果がある、片一方では効果がないとね。実際、これは僕が言っていない、藤鹿苑の中で言われた言葉ですのでね。今現在、効果があるから使っていると。藤鹿苑では効果が見られなかったということで実際答弁されていますので、それははっきり議事録を見てくださいよ。そういうことでこの質問を終わりますけれども、結論から言えば余り効果がないということで僕は判断しますよ。よかでしょうか。先に進みますよ。

浄化槽の推進については、いろいろ答弁いただきました。平成23年度からこの全体的な計画、要するに来年度からテーブルに載せていくということで先ほども答弁いただいておりますので。だから、本当にこの件に関しては負担が余りない、かからない、要するに持ち出しも余りしなくていいようなですね、要するに僕がいつも言っている市町村設置型ね、こうなったらかなり僕は違ってくると思うんですよ。例えば、前回は僕は言いましたけど、幾らか持ち出し分を減らした分だけ浄化槽にシフト転換で、ただ単純にした場合は何基できますかということで、僕は決算やったですか、あれで言ったですよ。課長、その点計算されましたか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

ちょっとその前にクリーンチームの件でございますけれども、これにつきましては、今言ったような数字が確かに効果としてはあっておりますので、我々としては効果がある間はこれを試行期間でございますけれども使っていき、幾らかでも節減につなげていきたいということは思っております。

それから、質問の中の補助金の件でございますけれども、今現在、補助金が個人設置型の場合でございますけれども、7人槽の場合は414千円というふうなことで補助金を出しております。ですから、前回の一般質問の折に、例えば、1億円というふうなことでお話をさせていただくと、もしも1億円、国と県と市もございまして、やったら倍ぐらいですね。7人槽で申し上げますと、242基程度の補助ができるのかなというふうなことで数字としては出てくるかなと思っております。ただ、私どもとしては、五次総の中でもやはり優遇措置等を考えながら、今までの50基程度が最高だったもんでございまして、やっぱり年間60基程度、5カ年で300基程度を進めていきたいということで思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

クリーンチームはこれで終わりと思っておりますけど、余り効果がと言われたらね、反論したくなりますよ。効果が見られる間はとかいう、結局、税金を投入しているわけですよ。はっきり言ってね、効果がこれくらいの、逆に言えばこれくらいしかないだろうという思いもするわけですよ。だから、この点はし尿の立場から言えば、僕は無駄な投資じゃないかと思うんですよ。どぶに捨てるようなものと思いませんよ。理解できませんよ。専門家あたりにも精査してもらって、この件はまた、この辺でやめますけれども、お願いしてみたいと思っておりますので、そういう点はよろしく願います。

これはわかりました。こういうふうにしてですね、浄化槽推進で、例えば、課長が言われた242基ぐらいね、242基と言われたでしょう、1億円で導入した場合ね。これくらいは進んでいくということですので、こういうあれを考えた場合に、こういうふうにして浄化も急激に進んでいくと思うんですよ。そういうことで、今までの言ったものも含めて、とにかく早く、来年度からテーブルに載せていくと言われておりますので、よい方向に進んでいくようお願いして、この件は終わりたいと思います。

次に、保健行政のほうで、脳脊髄液減少症の周知と対応についてということで今答弁をも

らいましたけれども、これは単にむち打ち症とか診断されていることが多くて、なかなか治癒例とかなんとかも、脳脊髄液減少症だったということが推測されて、やっとなんかということですから、なかなかこの病気に関しては理解がなかったと思うんですよ、そういう事例もなかしですね。

そういうことで、ただ単なるむち打ちじゃないかという思いでおられる方が多いんじゃないかと思うんです。それで、県としては今、答弁の中ではホームページを公開していると、市としてもそういうふうにして県がホームページでやっているから、それで情報も伝えていきたいということだったんじゃないかと思うんですけれども、これですね、これからいろいろと、今からのことですけれども、我々もこれに対して、県でも国に要望をやっていますし、私たちがこの件では保険適用がないということで、今言ったとおり、かなりの金額がかかるわけですよ。そしてしかも、今答弁の中でありました診断、治療、相談窓口が2カ所言われましたですね。県立病院好生館と佐賀大学医学部附属病院と言われましたけれども、県内にもそういうふうにして2カ所しかないということで、これからはまたそういう情報、それから、治療する医師の方が少ないのが現実じゃないかと思うんですよ、これに関してですね。だから、これも今から進んでくるんじゃないかと思います。県議会のほうでも頑張っておられますし、そういう意味で私たちが意見書あたり出して進めていくべき問題じゃないかと思っておりますので、この点はよろしく願いいたします。

そこで、1つは今、ホームページと広報ということで申しましたが、相談窓口ですか、これは保健センターあたりでは今現在なっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほどの質問、保健センターのほうでこの脳脊髄液減少症についての相談を受けているかということをございますけれども、健康相談窓口として保健センターはございますので、脳脊髄減少症に限らず、すべてのいろいろなものを受付はいたします。ですが、すべてが保健師が行うものでございますから、こうであるとか、こうじゃないだろうとか、こういった病院に行ったほうがいいんじゃないでしょうかというぐらいの回答しかできないと思います。実際に病院に行ってください、きちんとした診断を受けられて、そういった状態であるという方は行かれたほうが良いという御相談等はお受けできると思います。今もやっております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。あとですね、よかったらこの保健センター、またはもちろん公共施設、そ

ういうところにこういうことがあるというチラシ等を置いていただいたら住民への周知が進んでいくんじゃないかと思えますけど、その点はどのように思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

住民への周知ということでございますけれども、非常に珍しい症例ではございますので、なかなかわかりにくい部分がございますけれども、私どもが知り得る範囲でホームページ等を打ち出しまして、それを広報として保健センターのほうに張り出すとかいうことは私どももできますので、ただ、最初から申しておりますとおり、新しい症例のものでございますから、実際それに該当するか、該当しないかというのは私どもでは判断できませんので、そういった形でのホームページ等を打ち出しまして、こういったことがございますよという部分はお知らせをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

次に、学校に関する問題ですけれども、今ですね、これで不登校の児童生徒やスポーツ外傷等を受けた児童・生徒の状況、変化に対しての実態あたりは把握されているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

谷口教育次長。

○教育次長（谷口秀男君）

不登校児童・生徒やスポーツ外傷等を受けた児童・生徒の状態について把握をされているのでしょうかという御質問でございます。

これにつきまして、毎年4月に保護者の皆様から、家庭調査票とか保健調査票を提出いただいております。その中で具体的に、既往症とか学校にお知らせをしとったほうがいいとかいうことを記入する欄がございます。それをもとに、毎年度当初の職員会議などでそういうことを配慮しながら、それぞれ職員会議などで共通理解を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

これは教職員、また、養護教諭とかカウンセラー、また、保健主事など関係者の方に研修をしていただきたいということもあります。何せ、今の現状から見れば、この医療施設が2

カ所しかない、これが現状じゃないかと思うわけです。まして、一般の人がわからないのは当たり前のことではないかと思えます。そんな中で、周囲に理解されず苦しんでいる方がいるかもしれない。だから、当局も学校もできる限り取り組んでいただきたい。そのためにも、学校関係者や保護者にも機会を見つけて講習会をぜひ開催していただけないでしょうか。そういう思いで講師の方もNPOの方もおられますし、そういうこともよかったらやっていただいたらですね、また、周知もできるんじゃないかと思うんですけど、その件に関して、教育長いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

この症例はおっしゃるとおり、まだ認知度というですかね、非常にこれは低いですね。したがって、先ほど次長が申しましたけれども、このことに特化した調査等というのは正直いたしておりません。ただ先ほどの、毎年4月は全校の保護者等から情報を収集して、あるいは思いもかけないような子供たちの事故等は当然あるわけですからね。学校生活の動向についても十分配慮をしながら、観察、掌握に努めているという状況であります。

そういう中で、おっしゃるように不登校とか学力低下等の要因としても大いに推測される点もありますよね。だから、こういうことは新たな視点に加えて実態把握に努める必要があるというふうに思っております。

そして、関係者の理解を得るための研修等でありますけれども、これもこのことだけについての時間を設定して研修を行っているわけではありませんが、私も経験があるんですけれども、学校には配慮を要する子供たちがいろんな面でおります。例えば、学習とか友人関係とか部活動とかですね、あるいは体のこと、家庭のこと、そういう子供たちについての具体的な事例をもとに研修会をいたします。その中に今おっしゃるような、御指摘のような関連の内容というのは必ず出てくるわけですので、それそのものが研修の一環になっているという面もあります。

また、養護の先生にちょっと聞いたところでは、きょうおっしゃった、通知が出されたころですね、藤津・鹿島地区の養護の研修会の中で、一応テーブルに載せてお互いに知るための研修等はなされたというふうに聞いております。今後、教育委員会としては、まずは校長会とか、あるいは市内の養護教諭研修会を定期的に持っていますので、このあたりを手始めにしてですね、もう少しこの子たちとの理解が深まるように研修等への働きかけというのを行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。

次に、がん対策についてですけれども、これは今回、議案の中でも補正で組んでいただいておりますので、その点についてはありがとうございます。これがですね、今言われたとおりあくまでも任意接種ということで、一応その負担がなしということで市民の皆さんは喜んでおられると思います。

ただ問題は、この接種が13歳から16歳までとなっており、その中で、同級生で4月生まれと3月生まれにおいての1年間の差が生まれ、恐らくそこに不公平感ができるということも考えられるわけですね。その対策ですか、その辺をどのように考えておられるのか、その点をお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

今の御質問、13歳から16歳ということで年齢を私が最初に申し上げておるものですから、16歳の4月生まれの方と3月31日生まれの方では差が生まれるじゃないかと。ですから、1月から打ち初めとして、16歳の12月31日生まれの方はもう打てないんじゃないかという御質問だと思いますが、この件に関しましては、同じ学年というとらえ方をしていただければというふうに思っております。私どもといたしましても、予防接種では学年で皆さんやっただきます。当然、ほかの麻疹とか、いろんな予防接種も学年で受けさせますので、学年というとらえ方をしていただければ、4月2日生まれから4月1日生まれの方は同等の取り扱いができるというふうに考えているところでございます。そのように取り扱いたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

これは以前にも議案審議でも申しましたが、これは半年置くわけですよ。1回打って、そしてから1カ月か置くのですかね。そして今度は、次にはまた半年置くということで、市民の皆さんが一番心配されているのが、該当者の方が半年置いて、その期間がそれに該当しなくなって、結局受けられない人ができるという可能性があるということも言われていますので、その点をここで再度、市民の皆さんにわかりやすい立場で言っていただければ幸いと思うんですけど、その点いかがでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほど申しました、16歳同級生というのはおわかりいただけたと思います。16歳の同級生の中で、1月から始まりますので、2回目まで打てると、3回目がどうしても17歳になってしまうということでございます。このことにつきましては、12月9日に都道府県の担当者会議の中で、いわゆる任意接種でございますが、全く3月31日まで打たなかったという方はどうしようもないと思うんですけれども、その間に1回なり2回接種をされた方については、そのフォローをできるような措置をとるといふようなことが流れてきておるそうでございます。

そのことにつきましては、12月17日に佐賀県内の担当者会議が催されて、その中できちんとした説明があるものというふうに思っております。ただ、そのフォローもできるという情報だけが私どものほうに入ってきているものがございますから、一応御報告ということで御報告させていただきたいと思っております。詳しいことは12月17日の担当者会議を受けて、それを市報なりなんりの広報でお流ししたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

この件に関してはよろしく願いいたします。

次に行きます。農業問題です。

今先ほど課長の答弁では、県内の状況あたりですね、農業就業人口のことを言われました。3万3,830人で、1万9,514人の減少ということと言われましたけれども、これもやっぱり集落営農のことも言われましたし、人数ではですね、なかなか、36.6%と上がっている理由を言われました。いずれにしても、やっぱり減少しているということは事実ですよ。

それからまた、年齢等も63.2歳と、かなり国のほうでも65.8歳と、2.6歳上昇しているわけですね。そういう現状で、特に平均年齢の上昇ということは否めない事実じゃないかと思えます。それで、耕作放棄地の再生に関しては、7.4ヘクタールの再生がなされたということも今答弁でありました。昨日もいろいろこのことに関してはありましたけれども、品目また、このあたりの販売ルートとか、そういうのはどのようになっているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

昨日、私が、山間部に若者たちが入って農業をされている方たちのということでよろしいでしょうか。——はい。

そしたら、まず出荷先ですけど、七開などで耕作放棄地を再生されているわけですね。

ど、福岡市、長崎市、佐世保市などの民族料理店とかイタリア料理店などのレストラン、それと、口コミによる広がりです。特定の個人の購入者の方がたくさんおられるようです。

それから、作付品目ですけれど、私も作付されているところを見ましたら、もう一目見て何をつくっていらっしゃるのかわからないくらい、たくさんの種類のものをつくられています。ジャガイモ、ニンジン、ゴボウ、里芋、大根、キャベツなど、あらゆる野菜類をつくられています。それから、これは山間部ではありませんが、大豆とか米などもつくっていらっしゃいます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

何か聞くところによれば耕作放棄地で地力ですか、肥料をずっと与えていないということで、地力でかなり野菜あたりはいいものができるという話も聞いています。そういうことで、今からのことですが、この耕作放棄地の解消に向けて、また、雇用の拡大にもつながってくると思います。昨日も6名の雇用ができて、市内が3名ぐらいですか、できたというお話があつてはいますけれども、これからの推進していく考えについて、当市のお考えをお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

耕作放棄地の解消に向けてということと雇用の拡大と、そういう形でつなげていけないかという御質問だと思います。

昨日、私が市外から農業を目指す方、鹿島に呼び込めないかということで説明いたしました。当然、鹿島市出身の後継者の方々の支援策は重要だと思っております。先ほど言いました市外の方を呼び込むばかりではなくて、当然、UターンとかIターンの方とか、鹿島の後継者の方たちについて、耕作放棄地等で農業をしていただくのであれば、今検討しております支援策が庁内合意を受け形になれば、同じような対策をしていくことが必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。雇用拡大につながっていくようお願いしておきます。

さきの議会からいろいろ議論が出て、農業関係でTPPの問題も出てきております。この

T P Pの関連にしても、国、県あたりは参加した場合の影響試算を出していると思いますけれども、どのようにこれはなっているのか。また、試算は鹿島市あたりでもされているのか、そういう点に関してどれだけの生産減少額を算出されておられるのか、その点に向けてわかったらお願いいたします。多分、国県の問題は減少率はわかっていますけれども、当市がどのように算出されたのか、まだできていないのか、そういう面も踏まえて御答弁いただけたらと思うんですけど。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

T P P参加による鹿島市の農業の影響額を試算したのかという御質問でございますが、昨日の松尾征子議員にお答えしましたように、国が現在交渉していますT P P参加による影響試算は、国として統一されて示されたものではなくて、府省ごとが前提がまちまちでございます。ですから、佐賀県においても参加すれば、県内の農業生産額が500億円減少するとしながらも、単純に国の試算方法に県内の数値を当てはめただけであって、前提の根拠に責任が持てないとしております。

私たちが鹿島市の影響額について、県が根拠に責任を持っていないと言っている試算方法で、農業生産額の影響額と言えるものは出してはみました。しかし、そのような根拠のない数値を公表しましても、ただ、その数値のみが注目されてしまう可能性がありますので、その数値の公表は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

もうあと時間もないようですので、このT P Pの問題は、今言われたんですけど、大きな影響が出るのは確かなはずです。しっかりこのことに関しては議論をしていかなければいけないと私は考えます。貿易の自由化の議論も必要であるが、一方では食料自給率の向上や食の安全保障といった農業の安定を大前提とした議論も当然あるんじゃないかと思っております。そういうふうに僕は考えております。

最後に、有害鳥獣の問題ですけど、最後に市長にお尋ねします。

鳥獣駆除は農産物被害を防ぎ、農家の安定的な経営を守るだけでなく、家畜が口蹄疫の感染源ともなり得る野生生物との接触を防ぐ意味でも重要です。そして、対応可能な団体は猟友会の皆様初め限定的であり、このまま高齢化が進むならば、駆除の担い手はいなくなります。この現状を改善するためには、奨励金を通じて猟友会での支援を強化するだけでなく、若い方が参加しやすい、または猟友会で維持されてきた技術等を伝承する専門家育成の仕組

みが必要と思いますが、市長、その件に関していかがでしょうか、所見があればお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

時間になりましたので、答弁は簡潔にお願いします。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

正直言って難しい話なんですよ、一言で言えとか、簡潔に言えと、議長からいただきましたけど。だから、あえて一言で言えば、今やっている方法ではなかなか対応できないと、新しい道を探ると。その道を1つは、何か薬品ができないかということを提案しました。これは、実は薬品会社とはうまくいきませんですね、新しい薬品、なかなかすぐに開発できないだろう。そうすると、1つの方法はもっと違った、カバーする、メッシュとかなんとかのもっと性能のいいのを考え出すと。これはしかし金がかかる。その次は、今言われました方法でございますが、これはある意味では人数と金と、それからずっと古典的に言われてきた方法ですから、今、鉄砲を打つ人、あるいは専門の業者を育成する、もうちょっと手間暇かかるかな、それよりは機能的なものを早く探し出すということがいいのかなと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時55分から再開します。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、12番議員谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

質問の2日目ということになりまして、座りずくめの本会議でお疲れのところでございますが、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

質問に入ります前に、一昨日来、諫早湾締め切り水門の中・長期開門調査、もう十数年、当市議会としても、恐らく私の知る限りでは今議会でも5回ぐらいの決議を議案審議初日に行われましたけれども、恐らく5回ぐらいは意見書の提出、あるいは決議などを粘り強く節目節目に行ってまいりましたし、また、議員個々にはそれぞれの立場から、あらゆる研修会への参加、シンポジウムの参加、場合によっては現地への行動等も行ってまいり、そういう長年の運動がやっと実を結んだような形になってまいったということで、まずはここ一兩日は安堵をすることができました。空気も非常にきょうは冷えておりまして、景気も底冷えと

ということと、冷える話ばかり続いてはおりますが、そういった点でホットなニュースに接することができたことを、大変喜びとするものでございます。

それでは、質問に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

2つ用意をいたして通告をいたしました。

1つは、年明けから本格化をするでありましょう新年度、つまり平成23年度における新しい樋口市長の新風創造という基本構想のもとに、みずから初めて手がけられる予算編成に向けた思いというのが、いかに現在の心持ちとしておありなのか、その意向なり決意をお尋ねしたいというのが第1点でございます。

いま一つは、それを踏まえて、各部署で具体的に、その施策の検討と裏づけとなる予算要求が既に始まりつつありますが、予算要求などについて、特徴的な点などがあれば、ぜひ本日の12月議会の場において、その作業方針等について述べていただきたいというふうな点が第1点です。

それから、いま一つは、さきの9月議会に、全国でも4年半ほど前に北海道の栗山町議会が画期的な議会基本条例を制定されて、これがその条例に接する機会を得て、全国でもそのすぐれた点を生かした条例が、そこそこの地方自治体の事情に見合ったものとして議会基本条例が制定されてきておりますが、当市議会も今言いますように、全会の提案者となって、全会一致で9月議会において可決成立をいたしまして、10月1日から施行をいたしております。議会と執行部の地方自治における二元性のもとで、この議会の基本条例に関して執行部がどう今後向き合われ、具体的に対応をしようとしていただいておりますのか、そこら辺のお考え等について御答弁を賜り、さらにこの基本条例の運用面の実際の実を高めてまいりたいと、そういう観点からこの件について通告をいたしております。

それでは、具体的に質問に入りたいと思います。

22年度の予算は、まだ四半期分の執行を残している段階であります今日であることや、地方自治体の予算編成に大きな影響を持っております国の地方財政計画、これも例年2月ごろに示されるというようなことでございますので、まだこれも現段階では不確定要素を多分に含んだ国家予算の構想でございますので、そういった点など踏まえて、23年度予算編成をこの12月議会に問うには、少し早過ぎるような嫌いなきにしもあらずではございますが、冒頭申しますように、次期新年度予算につきましては、鹿島市政が改まり樋口市政のこれからの1期4年間、あるいは2期、あるいはまた場合によっては3期、4期になるかもわかりませんが、そういう今後の鹿島市政の方向性を占う重要な要素を持ったものと私は認識をいたしておりますので、この際、質問に取り上げたわけでございます。

この質問を行うに当たって、まず、私の認識を申し上げておきます。

市長がかわることによる市政の転換は、当然のこととして本市におけるこれまでの政策や各施策にも継続されるものも大半ではありましょうが、転換が伴うものがあるという認識に

立ちます。そこは、行政内部においては特に留意をされて、従来にこだわる発想は禁物との認識で事に当たる決意を皆さん方にも要請をしたいものでございます。

樋口市長は、無投票で当選をされたとはいえ、選挙制度上も市民世論の実態としても、樋口市政を今日支持し、あるいは容認して、これからの市政進展に期待を寄せておられるものと認識をいたしております。

そういった観点から、平成23年度の予算編成に関しての市民である主権者の皆さんそれぞれには、大変注目をして年明けからその動きを見守っていかれるものと考えます。樋口市長におかれては、みずからの抱負と新風創造というみずからの市政運営の基本方針に沿う形で、自信を持ってこの際予算編成に臨んでほしいと考えております。

一方では、もとより地方行政は住民生活に最も密着した位置にあるわけでありますから、大半の施策が行政の継続性を前提に成り立っていることは当然のものとして、これらの諸施策については、新たな市政のもとで、これまでの施策についても、ひとつ効果の判定と検証を深められつつ、不足感のあるものは充実に向かわせるということができるよう、取り組んでいただくことを申し上げておきたいと思っております。

それでは、私が今回お伺いしたい点をかいつまんで申し上げます。

1つ、樋口市政の行政運営の基本路線である新風創造は、先代市政で編成されている今年度予算においても、新しい特産品づくりの一環としてのミカンの花の商品化に向けた研究費の補正計上や、懸案の一つであった鹿島駅と、その周辺整備対策が早速動き出しております。就任早々、樋口市長は7つのプロジェクトを立ち上げられ、すぐにでも手をつけられるものは着手するという姿勢をとられ、市民からも好感を持って受けとめられているものと考えております。

そうした樋口市長の滑り出しを見るにつけ、鹿島市の新年度予算編成をみずからの手で行われるに当たって、これまでの市長の持たれているその抱負の上に、つい先日、議会で可決いたしました鹿島市第五次総合計画や、今申しますプロジェクトの答申を踏まえた予算編成に向けて温められている施策や抱負が、市長の心の中には満ち満ちたものがありになるのではないかと存じております。そういった観点から、樋口市長が新年度予算編成を前に考えられている特徴的な施策や予算編成の主要な留意点とされている点などございますれば、期待を抱く市民の皆さんと我々議会に対して表明いただきたく、第1の質問といたします。

2つ目に、予算上は顔を出さない施策や取り組みも、多分樋口市長のこれまでの発言や発行されましたあらゆる書面等を振り返ってみても想定をされます。その点についてお尋ねをいたしてみたいと思っております。

樋口市長の市長就任までの経歴、人脈、そしてそのお人柄は、新しく市長を迎えた6月議会において、私は議会人の一人として歓迎の意を表させていただきましたが、それはとりもなおよさず、停滞感漂う現在の鹿島市が発展に向けて反転攻勢に転じるためのリーダーとして、

余りあるふさわしさを私なりに実感したからであります。

そこで、お尋ねしますが、同じ仕事をやるにしても、市の財源抜きで市政進展につなげていくという観点から、国や県等の事業の誘致や県内外、場合によっては国際的な関係における行政関係や民間企業などとの連携による産業政策への思いがとおりになるのかどうか、その点。

そして、就任早々の今、直ちに具体策は出されない状況であるにしても、そういった本市の外交力によって獲得していく外交構想について、基本的にどのような認識に立って23年度予算編成に臨もうとされているのかについて、お伺いしたかったわけであります。

これは、単年度の予算という観点ではなくて、1期、あるいは一定の基本構想の期間を置いて想定をするようなテーマにもなりますが、部分的にでも新年度予算に予算的な裏打ちが表現をされるのか、あるいは施策として3月議会において表明をされるのかは別の問題として、その方途、方向性についてお伺いをしたいわけでございます。

3つ目に、通告には括弧書きで記述をいたしておりましたが、すべての部局、課にわたるまでの詳細な御答弁をこの場で賜っておったんでは、とても私の持ち時間はパンクをいたしますので、取りまとめ、そうした基本的な23年度予算編成の樋口市政における方向性のもとで、各部長、あるいは教育委員会は独立した機関ではございますが、予算上は一般会計とも密接な、直接的なかわりを持って関係もございまして、所見があれば教育長も登壇いただければありがたいと考えております。

樋口市政として、初めての当初予算を組む23年度予算について、どのような点に重点的な意を配した施策と、その裏づけとなる予算要求を行ってこられているのか、あるいは今後なされるお考えなのかについて、具体的にはまだ調整が済んでいないかもわかりませんが、少し財政当局とのバッティング、あるいは市長に相談もせずにいえば言うてくいや困ってと言われるおしかりがあっても、ラインはそのくらいの元気を出して予算要求には当たっていただきたいという観点から、きょうの一般質問では十分実際の場面では訂正がききますので、各部長の思いというものを率直に述べていただくことが一番喜ばしいことでございます。

大きな1番の項については、具体的質問は以上で終わりますが、そういった観点からは、ひとり副市長がちょっと抜けてしまいましたので、市長の特命がある部分について、もし御答弁の余裕があれば、副市長にもその抱負についてお伺いをいたします。

次に、議会基本条例に関する質問をいたします。

御承知のように私たち鹿島市議会は、さきの9月の定例議会におきまして、足かけ3年をかけた調査研究の末、全会一致をもってこの条例を可決制定して、10月1日から施行をいたしております。そのねらいは、9月議会で提案理由を述べられましたように、今日の地方分権改革によって、自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割も大きくなり、鹿島市議

会として従来までも議会改革を積極的に取り組んでまいりましたけれども、さらにその精神を生かして、ふだんの議会改革を継続発展させようというねらいでございます。

議会基本条例は、御承知のように北海道の栗山町が、冒頭言いましたように、我が国で初めて工夫の上に制定をされました。この12月10日現在で全国144の地方議会に制定をされたという情報がございます。佐賀県内でも、御承知のとおり佐賀市、嬉野市、鹿島市、これに続いて、この12月9日に上峰の町議会でも可決したことが伝えられました。

ただ、この議会基本条例は、さらに議会の機能が強化をされ、さらに市民に開かれた議会に発展させるという大きな目的を持ちつつも、条例の歴史も浅く、ここぞというマニュアルがあるわけでもございません。制定したそれぞれの地方議会が、住民の支持を得ながら、そして執行部の協力も求めつつ、実践を積み重ねながら、条例の目標を達成させていこうという、ある面、運動性の性格を持った条例でもございます。

年明けて2月5日には基本条例制定の背景やその運用について、市民の皆様方に説明するために、条例に盛られた議会報告会という条項をもとに、報告会を開催する計画を、議会全体で今進めているところでございます。そういった観点から、以下、執行部に対しての所見を求めお尋ねをいたします。

議会基本条例は、地方自治の二元代表制の原則に沿って、議会として主体的に制定したものでございますが、一方の一元でありますところの行政側が、十分に対応していただかなければ、条例目的の達成実効性が半減をするという側面も持っております。そういった点で、執行部が議会基本条例にどのように向き合おうと考えておられるのか、この点についてお尋ねをいたします。

この12月議会の樋口市長の演告の中にも、あるいは執行部の答弁の中にも、議会基本条例と表現されている場面も幾つか見られておりますので、基本的な受け入れ方については、行政側全体としていただいているものと存じておりますが、今申しますような立場から、基本的な受けとめ方についてのトップの市長、もしくは副市長の立場から、その所見を賜っておきたいと思っております。

次に、条例中の第4章に盛られております市長と執行部との関係に関する部分について、具体的にお尋ねをいたします。

若干時間の制約もございますが、市民の皆さん方には改めて条文のお手元配付の資料がございませんので、短い文章ですので読み上げてみます。

第10条 市長等との関係の基本原則という項目では、「議会は市長との立場及び権能との違いを踏まえ、市長その他の執行機関（以下、市長等という）と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。」。その2項ですが、「市長等の職員は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議長または委員長の許可を得て質問

することができる。」、いわゆる反問権と言われる部分でございますが、本市議会の場合は質問という言葉に表現をいたしております。

若干注釈を、もう私のほうから先に加えておきますが、いわゆる政策的反論を伴う反問ではございません。質問の趣旨がわかりにくいとか、質問の背景をもう少し示してもらわないと答弁の内容がはっきりしないとか、そういう場面がまま想定ありますが、そういった点で執行部側から議会の質問者側に対して質問の趣旨を反問していただくと、そういう趣旨を表現いたしております。

第11条は、市長等による政策等の形成過程の説明、「議会は市長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下、政策等という）について、政策等の水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項の説明を求めるものとする。1、必要とする背景、2、提案に至るまでの経過、3、総合計画における根拠、または位置づけ及び整合性、4、関係する法令及び条例、5、財政措置及び将来負担すべき経費、6、政策等の効果」、11条の2項、「議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。」

第12条、これは予算及び決算の審議における政策説明、「議会は予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じてわかりやすい施策別、または事業別の説明を市長に求めるものとする。」。

第13条「市政に係る重要な計画の議決等、法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、鹿島市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更等とする。」。同13条の2項「議会は市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために、議会計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ市長等にその理由及び概要の説明を求めるものとする。」。

以上、執行部はこういう言葉の表現で、すぐのみ込められると思いますが、平たく申しますれば、10条は議会に質問することができるという点での所見ですね。11条は、特に新規に事業を起こす、あるいは大型の事業を継続して進めるというような場合にあって、その事業を必要とする背景から政策等の効果、あるいはその結果等について、議会として審査をしたいということを宣言いたしております。こういった点では、執行部はかなり今までと違って、資料の調整から時間と手間を要する負担も伴ってまいります。こういった点まで、事業のこういった範囲までするのかという詰めなどが、まだ執行部との関係で残ってはおりますが、所見を賜っておきたいという点でございます。

それから、12条は13条との関連性がございまして、特に13条で申しますのは、この議会で議決をいたしました第五次総合計画、これについては議会の議決事件として、これは法律事項にもなっておりますので、審議の上、議決をいたしました。ただ、そのほかの約19個の各所掌の分野における基本計画下位計画がございまして、こういったものの扱いについて、今後

議会としても検討を深めてまいらねばならない課題も抱えてはおりますが、ここら辺の議決事件として扱ったほうが適当と考えられるのか、従来どおりの行政計画にとどめたほうが良いと考えられておるのか、平たく言えばそういうことを私の質問としては、今、取り上げているということでございます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

いろいろと御激励をいただきありがとうございます。お答えいたします前に一言だけ、先日、諫早の干拓についての判決が出ましたので、後ほどいろいろ細かいことをお話しすることがあるかもしれませんが、コメントがありましたので一言だけ。

あの判決は、実はこれまで長い間の問題について、終止符といいますか、終わりを告げるということではございませんで、これからスタートするという、いわばスタート時点の階段が上がったということの意味がある判決ではなかろうかと思っています。

私たちが求めておりますもの、また、それらに向けて歩かないといけないものは、宝の海を取り戻すということでございます。判決がどうあったから終わったということではないと、つまり今からだれが何をするかということが、実は全く決まっておりません。そのことが大事じゃないかと思っております。猶予期間3年、5年間の開門調査ですか、その調査結果が出る、結論が早く出るかもしれません。しかし、どう見ても10年前後の期間を要すると、私自身の限られた体験で言いますと、実はこの期間にやっていくことの作業の膨大なことと時間との競争を考えますと、本当に長い、つらい道のりを関係者は歩かないといけない。それだけに関係者が一致団結してやらないと、結局、手戻りしてしまうということで、早目に、とにかくなるべく早く関係者が同じテーブルに着いて、同じ議論をできると、同じ調査をもとに話ができると、そういう環境を、これこそ本当の意味で政治主導でつくっていただきたいという感想だけをお話しておきたいと思っております。

それでは、私自身の市長に就任しますときの思いについて、幾つかお話がございました。これは、5月12日付の市政運営の基本理念と優先的な課題、ふるさと鹿島のまちづくりという冊子、御承知だと思いますので、これの内容は省略をさせていただいて、その中に4つの観点というものを掲げておりますので、その点について、まずお話をしたいと思います。

一つは、市民目線の発想というのを掲げておきました。市民感覚での思いや発想を大事にして、現場主義を第一にした取り組みをやろうじゃないかと、これが1点でございます。これを別の言葉で言いますと、主役は市民だということでございます。そのことの具体的な事例として御紹介をすれば、これまで財政基盤強化計画という5年間の計画がことし

で終わりますですね。大変難しい計画を関係者の方が知恵を出し合っておつくりになって、つらい内容だったと思いますが、一生懸命頑張ってもらって、ほぼ予定どおり達成しつつあると思っております。

ただ、この中で気になりますのは、基本的に歳入抑制といいますか、均衡縮小型の予算を、それはやむを得ないんですよ。借金を返すという目標がございましたから、そういう方向に足を向けておられましたので、そういう運用でございましたが、現場主義、さっき言いましたように、市民感覚ということからすると、少しつらいといいますか、長い時間かけて我慢してきた部分があったんじゃないかという気がしております。したがって、許せば、もちろん財源の制約はありますが、少し従来の枠からはみ出した元気のいい予算が組めないか。幸いその財政基盤強化計画の最後のところに、昨日申し上げましたが、前の市長さんの置き土産といいますか、22年度まで頑張れば、23年度は少し元気のいい予算を組んでもいいんだよという表現があるのも既に御承知だと思いますので、そのところを頭に置きながら予算編成に臨みたいと思っておりますのでございます。

2番目が、総力結集のアイデア、鹿島市民の市民力、市役所の行政力の連携など、総力戦でのまちづくりと書いております。これはもう文字どおりでございまして、さっきお話がありましたプロジェクトチームの時間をかけて、それぞれ知恵を出してもらった結果を、できるだけ生かしたい。その次が、これもお話がございました第五次の基本計画、これをつくただけでは意味がないわけでございまして、どうやって実際生かしていくか、そういう総力を結集したものを私たちは生かさなきゃならんということだと思っております。

3番目が、連携と競争による実力、地域力の向上とコメントいたしております。予想もしておりましたけれども、もしかしたらTPPという想像外の条件が入ってまいりましたから、これが参加するかしないかは別として、こういう議論がありますと、激しい地域環境差はますます激しくなるかもしれない。それに勝ち残れるように、地域産業を再生して、経済の活性化をしないといけない、これには心配をされております第1次産業の再生のために何をするか、よその地域に負けないように、アイデアを入れた対策を打っていかないといけないと、まちづくりも同じだと、そういうことではないかということで、地域産業の再生と経済の活性化にさらに力を入れないといけない。これは、思っておりました以上に、そういう気がしてきております。

最後が、歴史伝統は先祖の埋蔵金と書いております。長い歴史、豊かな伝統文化を私たちのまちには有しております。埋もれている埋蔵金、私の言葉で埋蔵金と言って地域資源のことなんですね。「ほんなこて金の埋まっとつとやろうか」と言いんさった方おんさったですけども、それはそれで、実は事実なんですよ。我が鹿島市では、かつて金が発掘された経験はありますが、それは別として、まちづくりにそれを生かそうと、主としてここは観光とか地域振興に無理やり新しい投資とか、新しい要素を盛り込むということもいいんですけれ

ども、現に有しているそういう活用していない資源をもっともっと掘り起こして活用しようということでございます。

樋口は歴史のことばかり言いよって、何の役もせんばいという話が一部あるようでございますが、実は現在は歴史の延長線にあり、将来は現在の延長線にあると、私は思っています。歴史を語れない人は将来を語る資格がないと思っておりますので、このところは、ある意味で私の軸足を置いた発想でございます。

ただ、歴史を生かすにしても、歴史的な感覚をやっぱり小さいときから持っていてもらわないといけないというので、一つ御紹介しますと、やっぱりふるさと教育って大事だと思っているんですよ。一つだけ、以前想像していたことと少し違っておりましたのは、今、教育委員会に一生懸命努力をしてもらって、学校の耐震化、つまり地震に対する対応を検討していただいております。子供たちが万が一地震があったときに危ないかもしれないという校舎で勉強しているようでは、とてもじゃないけど我々は子供たちに威張って将来の期待を寄せられないだろうということで、長期の期間あったんですが、繰り上げてもらって、なるべく早く耐震化を完成してほしいということで、必要があれば後ほど教育長からもお話があるかもしれませんが、そういう子供たちに歴史という意味でも力を入れていきたいなと思っておりました。

それから、選挙に際してのこと、ちょっとコメントがありました。選挙のとき、私は、ありゃ年ととっけんいかんとか、地元におらんやっけん鹿島のことは知らんけんようなかばいという話があったわけですけども、実は年齢が高いということは当たり前で、経験が豊富だということ、自分で言うこともありませんが、逆に言いますと、先々の欲がないということなんですよ。もうこれから先に何かしようとか、それに打ち込めると、野球で言えば9回裏ツーアウトだと思えばいいわけですから、全力投球ができると、私に与えられた時間は、今、議員が言われたように、3期とか4期とかと言われましたが、そういうことは全く想定もしておりませんし、今、議論するような話ではないなと、いい意味です。私はまだ1期の初めの、野球で言えば1回終わったか2回終わったかぐらいですから、これから一生懸命、さっきも言いましたけれども、初心を忘れないで、さらに頑張りたいなというつもりでございますが、思い切った手が打てるんじゃないかという気がいたしております。

鹿島にいなかったということは、客観的に物が見えるということではなからうかと思っております。むしろ、さっき言われたように、いろんな人を知っているんじゃないかとか、外での経験を生かしたいと。

もう1つ、言葉を変えて言いますと、これまでのこだわりがないわけですよ。悪く言えば、何かあったとき、私おらんやっけんでもんねと言えばよかわけですから、しかし、そう言うつもりはありませんよ。例えば、そういう話もありますから、余りいたとかいなかったと、そういうのは議論をしてほしくないなという気はいたしておりますが、それはそれとし

て、そういう前提で思い切ってやるということで、現在、予算編成の作業が始まっておりますが、正直言って何も聞いていないんですよ、私はまだ、部長さん方からは、中身は。ただ、私があの人たちを信用しておりますのは、私がこの半年間にあっちこっちで言って、いろんなお願いをしてきたと、物にも書いておりますし、こういう冊子でもあります。それを踏まえた上で、多分元気のいい予算を編成するということで、相談をしていただけるもんだと、私の考え方を踏まえて、要求案を編成していただけると、私はそういう信頼をいたしております。そういう思いを御理解の上、具体的な予算編成は年を明けましてから、時期が参りまして御相談をしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

基本条例につきましては、まとめてまた一緒にお話をするところがあると思いますので、とりあえず私の思い、最初の分につきましてはの御答弁にさせていただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私のほうからは、まず1番目の各部の主要事業ということで、総務部関係の主要事業の説明を行いまして、そして、議会の基本条例に関する御質問にお答えをしたいというふうに思っているところでございます。

まず、今回、私の後から各部長が説明をいたしますけど、各部の主要事業について説明いたしますけど、これについては、実施計画の要望書から抽出したものを説明させていただきます。

まず、総務部関係の23年度の主要事業でございます。

まず、企画課からでございますけど、これは長年課題となっておりました鹿島駅舎及び鹿島駅前広場の整備ということで、実際は来年度、23年度は鹿島駅のバリアフリーの整備事業に着手したいということを考えております。

2番目が、これは午前中の一般質問にもありましたように、地域公共交通総合連携計画の実施ということで、これは22年度から、ことしからスタートをいたしておりますけど、24年度までの実証実験を行っていくということで、課題といたしましては、利用者の増の取り組みをどうしていくかということが、今後課題になっていくというふうに思っているところでございます。

総務課につきましては、平成26年度からの本格導入に向けました人事評価制度の構築を行っていきたいというふうに思っております。

これは、人材育成ということで、人事評価によりまして、職員に目標を持たせながら評価をしていくという、研修を行ってどういう成果が得られたのかということで、その成果によりまして、登用、昇給等も含めまして、その参考とさせていただきたいということで、来年度からは、まずは取り組みを行うということでございます。

そして、総務課の主要事業といたしましては、県の防災ネットあんあんへの鹿島市の災害情報等の独自情報の発信ということでございまして、現在、あんあんの登録利用者数が782名ということになっておりますが、これを1,000名までに増加をさせたいということを考えております。

財政課が庁舎管理等を所管、所掌いたしております、来年度は、ことしは設計を行っておりますけど、庁舎の長年課題となっておりました空調関係の更新を行っていききたいということで、この空調関係につきましては、23年度、24年度、2カ年で実施をしたいというふうを考えておるところでございます。

そして、これまでも課題となっておりました市民会館の耐震診断を行います。耐震診断によりましてどうなのかということ、我々も検討していく必要があると思います。

以上が総務部関係の主要事業ということで、簡単に御説明いたしました。

それで、議会の基本条例について、私から答弁をさせていただきます。

議会が二元制の一翼を担う機関として、市民の福祉の向上とか、将来のまちづくりに向けまして、意思決定機関ということ、そして、行政の監視機関として、これまで以上の役割を担っていただくということは、そういう活動指針が明確になっております。

このことから、議員の皆さんにおかれましては、これまで以上のますますの研さんを積み重ねまして、鹿島市の政策立案、行政監視の役割、機能を果たしていただくということで、大変期待をいたしております。

議会の基本条例の制定によりまして、執行部も政策形成過程について説明を求められることになりまして、議員の皆様同様、市の職員もより一層の研さんに励んでいかなければならないというのが、現在の私どもの率直な受けとめ方でございます。

この中で、第11条に政策等の形成過程の説明については、当然これまでも執行部としては行ってきたつもりでございますけど、今回、この基本条例の制定によりまして、必要とする背景とか経緯、根拠ですね、総合計画などとの整合性など、それらにつきましても皆様方にも十分説明をしていく必要がありますので、執行部といたしましても、これまで以上に、先ほども言いましたように、研さんに励んでいかなければならないというふうな認識を持っております。

そして、谷口議員からもありましたように、総合計画の下に19の個別計画がございます。個別計画の見直しについても、議会から求めがありましたら、第11条の規定によりまして説明をいたすこととなります。

しかし、この説明につきましては、19の個別計画すべてについて説明を、こちらからすべきなのか、議会から要請があった計画のみを協議していく必要があるのか、そこら辺につきましては、先ほどありましたように、議会と執行部で話をさせていただきたいという認識を持っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

それでは、建設環境部の来年度の主要事業について、今現在、我々担当として考えているものについてお答えをしたいと思います。

まず、環境下水道課でありますけれども、先ほどの水頭議員の御質問にもお答えしましたとおり、下水道計画の見直し作業にとりかかりたいというふうに思っております。

次に、地球温暖化対策についてでありますけれども、具体的に目に見える政策ということで、太陽光発電装置への推進のための補助等について、何らかの形で考えていきたいというふうに思っております。

それと、これも先ほどの水頭議員の御質問にお答えいたしましたけれども、汚水対策として合併浄化槽の普及推進、これにつきましては、現在、国庫補助制度等に乗って行っておりますけれども、これとは別に市独自の取り組みを来年度予算で、どう反映させることができるのか、ただいま検討をいたしているところであります。

次に、まちなみ建設課につきましてですけれども、7つのプロジェクトの一つでありました道路整備時に関するプロジェクトチームありましたけれども、その中で提案がありました市道改良につきまして、来年度から取りかかしていきたいと、これは1本ですね、3カ年事業として取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、市道ですけれども、4カ所程度、4本ですけれども、大規模補修として、これは23年度、単年度で整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、市道にかかります橋梁調査、橋の橋梁調査を来年度実施をしたいと。これらの事業につきましては、いずれも国の社会資本整備総合交付金事業を活用して取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、定住促進策という観点から、住宅政策としてマスタープランを来年度、23年度中につくり上げたいというふうに考えているところであります。

以上が建設環境部としての現時点での重点事業としての考え方であります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

産業部につきましてお答えいたします。

今現在、ここに査定前の産業部の予算要求書を持ってきております。青い附せんをつけておりますのが、新しい新規事業でございます。これを一つ一つ御説明しても時間がない、足

らないと思いますので、今、私が思っていることを述べさせていただきたいと思います。

今度の五次総合計画を見ていただきますとわかりますように、私たちの部の中で農、商、工、観、水産、これらが一体となって取り組むべき事業が2つあります。

それは、まず1つが後継者担い手のことでございます。産業部に配属されまして、多くの人に「後継者担い手対策はどぎゃんすぎよかと思ひんさつですか」と尋ねておりますが、お答えとしましては、「自分はこれまで何とか思いを持ってやってきたが、今のような状況では将来の見えんけん、子供には引き継ぎはすつことのでけん」とか「食うていかれん」、「とにかく食うていかれんとやっけん、そいばどがんじゃいしてくれんぎ、後継者はおんもんない」というようなお言葉でございます。

それらに象徴をされますように、どうすればいいかの対策のお話ではなくて、「とにかく生活できるような収入が上がるようにしてくれ」というお話がほとんどでございます。そのようなお話を聞いた時に思いますのは、後継者担い手対策は総合的な施策の展開の結果についてくるものであり、それに絞っての絶対的な対策は、私の間違った考えかもしれませんが、絶対的に有効な対策はないことを再認識したところでございます。

ですから、これからも農林水産業、それから商、工、観に従事される方々の御意見や思いをお聞きし、関係機関と連携を深め、市にとって後継者担い手対策として何をどうするのか、どのような支援ができるのか、常に模索するとともに、五次総合で掲げております新規就農者や創業者、起業者への支援、これは来年度予算でお願いしています特産品の開発導入、新規作物の発掘導入、生産加工販売強化、これらも新規、来年度予算の要望の中に入れていただいております。それらなどの施策の推進を図り、具現化することにより、先ほど市長のほうからありましたように、地域力を上げ、一人でも多くの方が後継者、担い手になっていただければと思っているところでございます。

2点目が農商工観連携でございます。

現在、鹿島市で農商工連携が具現化されていると考えますのは、道の駅鹿島などの直販所とか、経営者の方々もそうですが、山田錦の生産者と杜氏の方があつての鹿島の酒づくり、それと農と観の連携ということであれば、ニューツーリズムではないかと思ひます。

それから、それらの充実、拡大の支援を継続する、これも来年度の目標です。

新たに展開を図るわけですから、農商工連携というのは新たな対策だと思っておりますので、それにつながるいろいろなアイデアの提案が必要であると考えていますので、そのアイデアを出してもらうための関係、各産業に従事される方々や物づくりに夢や興味を持っていられっしゃる方々の場づくり、それからアイデアの公募のようなことができないかと考えております。

また、それとともに農協、普及センター、漁協、商工会議所、観光協会などの関係機関による農商工連携の推進に向けての組織を立ち上げることもお願いできればと考えています。

今年7月に設立していただきました鹿島市の農業を考える会を充実することも、その一つの方策ではないかと考えています。

また、市の中にも農商工連携を推進していくために、これは怒られるかもしれませんが、怒られていいということですので、どのような形といたしますか、体制で行くのか提案させていただき、検討もお願いしたいと思っておりますのでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（橋爪 敏君）

岩田市民部長。

○市民部長（岩田輝寛君）

私のほうからは市民部の平成23年度の予算について、考え方を述べたいというふうに思います。各諸課ごとに、主な事業のみを御説明申し上げたいというふうに思います。

樋口市長の新風創造の方針のもとに提起をされております定住の促進のための施策、これが市民部の主な事業の骨格というふうになると思います。

まず、市民課のほうでは、そのために基礎データとして転入、転出者についてのアンケート調査を実施してまいりたいというふうに思っております。この調査によりまして、定住促進に向けた方策を探り、施策に反映させてまいりたいというふうに考えをいたしております。

次に、保険健康課及び福祉事務所について申し上げたいと思います。この両課に共通します課題といたしましては、少子・高齢化にどういふふうに対応していくかということだろうというふうに考えております。

保険健康課では、現在無料妊婦健診をやっておりますけれども、これを来年度も継続して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、このほかにも少子化のための国保の被保険者に対する出産費用の助成、あるいは乳幼児に対する義務教育期間における各種の予防接種、こういう予防接種等に対する費用の助成、そういうものに取り組んでまいりたいというふうに思いますけれども、来年度はこれらに加えて、新たに子供が健やかに育つ支援策として、食育等も絡めた2カ月児相談の開始を予定いたしております。育児の不安感や負担感が高い時期に、早期にかかわりを行政として持ちたいと、そのことによって、育児不安を解消してまいりたいというふうに思っております。

それからあと、病気の関係でございましてけれども、現在、休日こどもクリニックで休日、日曜、祝日の診療をやっておりますけれども、これとあわせて、現在、武雄杵島地区の医師会のほうで土日、祝祭日、それから1月の2日と3日、これの夜7時から9時までの間に夜間診療をやっております。これを今、鹿島藤津地区の医師会、それから武雄杵島地区の医師会と協議をさせていただいて、年間を通じてこの時間帯に受診ができるように体制を整えてまいりたいというふうに思います。これはぜひ来年度から実現をさせたいというふうに

努力をしたいというふうに考えております。

それから、少子化については主なものとしては以上でございますけれども、次に高齢化の問題について申し上げたいと思います。

高齢化の問題につきましては、せんだっても松尾議員のほうから国保の広域化の問題について御質問がございましたけれども、現在、後期高齢者医療制度の廃止と絡んで、この国保の広域化の問題というのがクローズアップをされております。

そういう中で、国のほうで高齢者医療制度改革会議の議論が、ほぼ結論を見ているというふうに考えておりますけれども、この方針をちょっと読んでみますと、広域化は市町村の広域連合ではなくて、都道府県が担うことが適当であるという意見が大勢を占めておるようでございます。そうなりますと、財政運営と保険料の設定、これを都道府県が行うことによりまして、これまで以上に国保運営について、都道府県が責任を担うということになってまいります。また、都道府県単位で保険税の平準化が促進をされるという期待を持っております。したがって、この問題についても、鹿島市としても、私たちといたしましても、積極的に関与をしてみたいというふうに思います。

それから、高齢化の問題につきましては、もう1つ、私たちが所管しております介護保険というのがございます。介護保険は御存じのように、3年に一度、計画の見直しを行います。来年度はその3年に一度の改定の準備年ということになっております。これらも広域圏と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

高齢化の問題につきましては、それから民生委員さんの費用弁償ですね、これを大分長く据え置いてまいりました。これを来年度は見直しを、いいほうにですね、見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、もう1つ、少子化の問題でつけ加えさせていただきたいんですけれども、現在、就学前までの児童に対して医療費の助成をやっておりますね。これを来年度からは小・中学生まで、これは入院医療費に限ってでございますけれども、拡大を予定しております。ただ、財源的にどうなるか、今後詰めなければならないというふうに感じております。

次に、最終的に、これは税務課のほうになりますけれども、今、説明したような事業については、相当の財源を必要とします。市民部だけで、今年の予算規模を見ますと、人件費を除いても80億円を超えているんですね。恐らく今、説明したような事業を来年度展開するとすれば、これを上回ってくるということが予測をされます。

そういう中で、市税の課税ですね、市税の賦課徴収というのは、一番大事なことは平等、公平であるということだというふうに考えます。課税客体については、国とか県、あるいは関係市町と連携をしながら、正確な課税客体の把握に努めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、収納面についても、この公平性は当然必要です。

そういう中で、平成21年度の収納関係を見てみますと、一般会計に属する市税で約362,000

千円、それから国民健康保険の滞納が306,000千円、合わせて668,000千円というふうになっております。先ほど言いましたように、公平性の上からも、こういうような大きな滞納がっておりますので、これらの収納について努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

時間が気になりますけど、御指名をいただいたようですので、ちょっと基本的な考え方のみ、私のほうから申させていただきます。

まず、やっぱり鹿島に生まれて育ったというのが基本ですから、これが実感できるような子供たち、また市民を教育の面から後押しをしていくというのが教育委員会の使命でありまして、また、私自身、肝に銘じているところであります。

新風創造というものを、私なりの立場から整理をしてみますと、新風という理念は、やっぱり心地よい教育環境の醸成を図るということと私はとらえています。それから、創造ということは、いかに主体性を発揮させるかと、このように整理をしているところであります。

そういう意味で、教育を考える場合には、基本的には人づくりですよ。だから、幾らかほかの部署、ほかの領域とは趣を異にする面があろうかというふうに思います。そういう意味で、一般的には不易と流行といいますか、今までやっていた部分と、新しく加える部分、この辺のバランスということ、教育に携わる者としては常に心しておかなければならない考え方でありまして、23年度の施策においても、要所要所にそういうふうなめり張りのあるものを配していきたいというふうに思っております。

主なものとしては、先ほど市長が言われましたように、ハード面ではやっぱり耐震化に代表されるような前倒しでの計画、そしてまた、学校教育、そして生涯学習含めて、できるだけ目に見える形での予算の反映と、この辺について配慮していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

大変大切な予算編成に向けての、私は一つの議会との認識の線をそろえたかったと思って、この問題を取り上げたんですが、改めて市長は、その新風創造のもとに予算編成に当たりたいということを繰り返し述べられたというふうに思いますので、それが予算上、やはり見えるものにしていただきたいというふうに思います。

あと、後段の予算を伴わない、いろんな外交課題なども、恐らくこれは樋口市長のまさに市民が最も期待しているのは、むしろその前段の一般的な予算を使つての事業よりも、そう

いった外向的な面、あるいはアイデア力とか、そういった点に対する期待が大きいというふうに、私は実感を受けています、世論が。そういった点でも、予算では表現されないにしても、いろんな、つくっては取り壊し、つくっては取り壊ししていいと思います。そういう研究機関などもどんどんつくっていただいて、多くの意見が入って、多くの知恵が入って、そういうふうな物の考え方と成案が得られていく、そういうシステムづくりというか、こういうものを大いにやられていいと思います。あれはどうなったんだと言われても、やったほうがいいと思いますので、ひとつ手がたい市長のようにも思えますし、奥ゆかしさが先に立って、言いたい物も少し行政執行部の部課長にも遠慮があるお人かなという思いもあったりはしますが、そこは今、副市長以下、教育長、各部長とも御答弁をいただいたように、新風創造を体して今日までのそれぞれが抱えている部局の流れの上に、それぞれのアイデアをつくらうと、今、努力をされていると思います。それぞれに今持たれている気合いが入った答弁を私はいただいたと思います。

ただ、残念ながら、印象としては、やはり下から積み上がったもの、あるいは従来の発想にプラスして、樋口市政のその新風創造路線、今、アレンジをやるところなんですけど、もう一つ、やはり市長とひざを突き合わせて、下の提案をじっと待って、信じているからということじゃなくて、もう少し詰めたディスカッションをして、もう少しここは色つけでけんかいと、せろさと、知恵なかかいと、おりやぎゃん思うばってんと、こういうものをもう少し詰めていただいて、やはり23年度予算というのは、おお、そりゃやっぱり息づいとるね、樋口市政がと、そういうものがやはり各所に感じられるような予算編成を期待いたしておりますので、ぜひとも頑張ってくださいということで、この問題は一応とどめておきたいと思いますが、それぞれの部長についても、今言われたような、答弁いただいたような気合いが入っておりますので、引き続きまだトップとの詰めも今から大いにやってください。部課長会は、少しエキサイトするぐらいやっていいと思います。それが結果として、市民の幸福と市政の進展につながるということであれば、大いにそういう議論はやってほしいということをお願い申し上げておきたいところでございます。

それから、基本条例、もうちょっと財政的な推移も、私なりに過去の財政指標などの参考分持ってきましたけど、今、市長が一口に言われるように、蟻尾山公園の建設、エイブルの建設、あるいは中央商店街の道路の建設等と、大変お金を使った時代もあります。起債残高が130億円を超える時代もありましたけど、今はもうコンスタントに100億を切る状態になっておりますし、実質公債費比率も18.5ということで、許可団体であったものが、今は協議団体に戻って、恐らく今年度の最終的な決算認定は、協議団体も外れるというふうに想定ができますが、そういうふうな財政的な、少し弾力化も出てきておりますので、思い切るところは思い切っていただきたいというのは、今、市長が言われるようなものを含んで財政運営をされてもいいんじゃないかと思えます。

それから、基本条例に関しては、一応の認識を副市長から、今、答弁をいただきましたので、それはきょう、その執行部の認識は承っておきたいというふうに思っております。引き続き、私たちも今、運用を始めたばかりですので、実際の運用に当たっての検討も、さらに僕らも、体力ないことは言ったってできないわけですので、体力の限界まで頑張るつもりですので、ひとつ、そういった点では執行部も少し今までよりも手続とか、議論の場が少しふえるかもわからないけれども、ぜひともそういった点で、市政進展のという大前提に立っておつき合いをいただくようお願いを申し上げまして、時間が来ましたので、これで私の質問は終わります。

あと、市長が総括的に一言、二言、思いがあられば、それをお聞きして終わりたいと、このように思っております。あとは3月の23年度予算編成案ができた段階で、しっかりまた議論を詰めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

では、時間が限られていますので手短に、最初、少し予算に盛り込めないようなアイデアがないかというお話がございましたけど、重ねてせつかくのお話でございますから、思いつくだけ、根拠が今あるわけじゃありません。2つありまして、1つは私どものまちではやっておりますけれども、県内でも幾つかのまちで実施しているのに公営競技というのがございまして、ちゃんと御提案もありましたけれども、その上がりといいますか、そういう金を、これは別にここでやるということじゃないんですよ。補助する中央団体ございますから、そういうところの、例えば、一番典型的なのはサッカー協会から、サッカーくじですね、あれから持ってくるとか、この地域でやったことが、多分経験あるとすれば、あそこのガタリンピックの会場のプールが、たしかB&G財団の金でできていたんじゃないかと思いますが、全くそれは、いわゆる国、県、市の金ではございませんので、そういうアイデアを幾つか掘り出せるとすれば、あり得るかなと。

それからもう1つは、余裕がある企業さんが、幾つか社会貢献のために財団運営をしておられます。その金を使って、例えば、産業政策に結びつけるかと。ですから、何も公的な事業を実施する場合に、必ず国とか市とかの金だけじゃないということも承知もいたしておりますし、今、思い出しました。たしか競馬の金を琴路神社に補助金を出したことが、私、仕事でやっけていまして思い出しましたが、幾つかそういう事例はないわけじゃないですから、あとはアイデアと、どこのスイッチを押せばどうなるかということなんですね。

それから、外交というお話ございましたが、鹿島はもともとほかのまちに比べて友好都市も持っていますから、そういうところと、いわゆる友好交流をやっていますけれども、せつかく長い間そういう関係を持っていますから、それを例えば、経済協力を結びつけるとか、

単に行って帰ってということだけではなくて、物も行ったり来たりするというようなことまで発展させられればいいなと思っています。

あと、私の個人的なことと言えば、横浜の中華街にいささかのパイプがございますから、そういうところに、例えば、原料を供給するとか、これは既に1回話をしたことがございますけれども、そういうのとかいろいろありますから、むしろ事前よりもうまくまとまったときにお話ししたほうが、こういうのはいいのかなと思っています。

それから、基本条例の件は、これは何度ももうやりとりもありましたし、それは自治法なり、あるいはこれは憲法にもともとの根拠がございますから、自治法の第92条、93条、94条の根拠を生かしまして、二元代表制のもとで、きちっとお互いに頑張っていかなといかんよということ、そのまま文章に書いてございます。最終的には文章に盛り込まれているように、市民の負託にこたえるということが目的でございますから、相互よく協力しながら頑張っていけないといけないと思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で12番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明17日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時17分 散会